

令和2年壮警町議会第4回定例会を、次のとおり招集する。

令和2年11月27日

壮警町長 田鍋敏也

記

1 期 日 令和2年12月10日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 壮警町民交通傷害保障条例を廃止する条例の制定について
- (2) 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 壮警町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- (7) 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- (8) 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約について
- (9) 公の施設に係る指定管理者の指定について
- (10) 公の施設に係る指定管理者の指定について
- (11) 令和2年度壮警町一般会計補正予算（第12号）について
- (12) 令和2年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- (13) 令和2年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- (14) 令和2年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- (15) 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

(16) 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤忞君

5番 山本勲君

7番 毛利爾君

9番 長内伸一君

2番 松本勉君

4番 加藤正志君

6番 真鍋盛男君

8番 森太郎君

○不応招議員（0名）

令和2年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年12月10日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第77号ないし議案第92号について
（提案理由説明・議案内容説明）
- 日程第 6 一般質問

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君

会計管理者

阿部正一君

税務会計課長

総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和2年壮警町議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

1番 菊地敏法君 2番 松本 勉君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、総務・経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案16件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和2年第3回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第3回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、要望活動についてご報告申し上げます。11月7日、自由民主党北海道第9選挙区支部主催の政策懇談会が苫小牧市で開催され、室蘭地方総合開発期成会として道央道の登別室蘭—伊達間の4車線化について要望を行いました。なお、当日は長内議長にもご同行をいただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策等についてご報告申し上げます。経済対策のうち、プレミアム商品券等についてご報告申し上げます。町民の皆様の生活安定と消費喚起による事業者や農家の皆様の経営安定を図ることなどを目的に、町民用プレミアム率100%の1万円券を1,300セット、町外向けプレミアム率60%の8,000円券を2,000セットを9月10日から販売したところであります。今回の商品券は、商工用に加え、壮瞥町産の農産品の購入もセットとしたものであり、町民向けは10月16日までに、町外向けは11月20日までに販売を完了し、町内の広い産業分野で使用され、経済の活性化に一定の効果があつたものと認識しております。また、ビジット昭和新山キャンペーンを対前年の入り込みが20%に満たない昭和地区に近隣からの来訪を促し、域内の消費喚起につなげることを目的に9月8日から実施したところでございます。キャンペーン開始後、国や道の施策の後押しや連休中天候に恵まれたことなどから10月14日までに完了し、期間中自家用車や二輪車が対前年90%程度まで回復し、また3密を回避しながら20回催行したジオツアーに263名が参加するなど個人客の入り込み回復に一定の効果があつたものと認識しております。町といたしましては、これからも国や道の施策を活用し、地域経済の活性化に資する取組を検討していく所存であります。なお、これらの事業には、町商工会、観光協会、自然公園財団、ジオパーク友の会や伊達信用金庫など多くの団体のご協力をいただきましたことも併せてご報告申し上げます。

次に、町政懇談会の延期についてご報告申し上げます。11月24日から12月2日までの7日間、町内7会場で開催を予定しておりました町政懇談会につきましては、全国、全道及び胆振管内において新型コロナウイルス感染症が拡大しており、感染拡大防止及び町民の皆様の安全確保の観点から開催を延期することとしました。今後開催時期や開催方法などについて検討し、詳細が決まりましたら改めてお知らせいたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、雪合戦大会の中止についてご報告申し上げます。昭和山国際雪合戦実行委員会では、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、次回の大会開催に向け、感染防止対策や運営方法の見直しなど様々な準備を行ってきたところですが、現下の状況を踏まえると感染リスクを抱えたままでの大会開催は結果的に選手、協賛企業、地域の皆様に迷惑

をかける可能性が排除できないことなどから、胆振大会も含め中止について町に申入れがあったところです。このたびの判断は、断腸の思いではありますが、これからも雪合戦を持続させていくために影響を最小限にするための英断と考えているところであり、皆様にもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和2年第3回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第77号ないし議案第92号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第77号ないし議案第92号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和2年第4回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第77号から議案第92号までの合計16件であります。その内容についてご説明いたします。

議案第77号 壮警町民交通傷害保障条例を廃止する条例の制定について。

壮警町民交通傷害保障条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

壮警町民交通傷害保障条例（平成13年条例第4号）は、廃止する。

附則で、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

本町では、交通事故により災害を受けた者を救済するため、昭和46年に近隣自治体と共同で制度を開始し、一般町民以外にも保育所や小中学生の児童については町負担で加入するなどして活用してまいりました。しかしながら、このたび引受け損害保険会社から本年度末をもって販売停止する旨の通知があり、同様に制度運用している近隣市町とも対応を検討しましたが、同等の条件で新たに引受けする会社はないのが現状であります。また、開始当初と比べて加入率が低迷している現状も鑑み、本年度末で本制度を廃止することとし、本廃止条例案を提案するものであります。

次に、議案第78号 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件の単身者用特定公共賃貸住宅につきましては、現行の条例で入居応募時の年齢を33歳未満として更新規定により最長40歳まで入居可能にしておりますが、近年の社会生活

スタイル等の変化を踏まえて最長 40 歳までとしていた入居制限を廃止し、更新協議によって継続入居を可能となるよう改正するものであります。

条例の改正内容であります。第 2 条第 3 号では引き続き入居できる年齢の規定を削除するものであります。

さらに、第 6 条の 2 第 1 項ただし書中の入居期間に関する規定につきましては、引き続き入居できるよう改めるとともに、同条第 3 項を削除することとしております。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしておりますが、この条例の施行の前に行った改正前の条例第 6 条の 2 第 1 項に規定する入居期間の更新は改正後の条例第 6 条の 2 第 1 項によりされた更新とみなすこととしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 79 号 公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和 2 年度税制改正により地方税法が改正されたことに伴い、公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の関係条例において延滞金の積算に用いられていた特例基準割合を延滞金特例基準割合に文言整理をするものであります。

条例の改正内容であります。第 1 条では公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例附則第 3 項中に規定する特例基準割合を延滞金特例基準割合に文言整理をするものであります。

次に、第 2 条では、壮警町介護保険条例附則第 6 条中に規定する特例基準割合を延滞金特例基準割合に文言整理をするものであります。

さらに、第 3 条では、壮警町後期高齢者医療に関する条例附則第 2 項中に規定する特例基準割合を延滞金特例基準割合に文言整理をするものであります。

また、附則では、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとしておりますが、経過措置として改正後の規定はこの条例の施行の日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については従前の例によるものとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 80 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる国民健康保険被保険者の傷病手当金の支給に関するものであります。このたび国から条例の適用を令和 3 年 3 月 31 日まで延長する旨通知がありましたので、附則第 2 項に規定する失効日、12 月 31 日を令和 3 年 3 月 31 日に改めるものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 81 号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件について事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするため、壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第 6 条第 2 項にただし書として、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については介護支援専門員を管理者とすることができる規定を加える等の改正をしております。

さらに、附則第 2 項では、経過措置について規定し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予するとともに、新たに附則第 3 項の規定を加え、令和 3 年 4 月 1 日以降における管理者要件について令和 3 年 3 月 31 日までに管理者であった介護支援専門員を引き続き管理者とすることができるよう規定しております。

また、附則で、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、附則第 2 項の見出しに関する改正規定、同項の改正規定及び附則に 1 項を加える改正規定につきましては公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 82 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、平成 18 年度から豊浦町、洞爺湖町及び壮瞥町の 3 町で地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき西胆振介護認定審査会を共同設置し、審査事務を実施しているところであります。当該審査事務局は、3 町の協定により輪番制で運営しており、令和 3 年 4 月 1 日から 3 年間はこれまで担当してきた洞爺湖町から壮瞥町に事務局が移行することになっており、移行に伴い規約に所要の改正が必要となることから、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 83 号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約を、別紙のとおり制定する。

本件につきましても前議案の第 82 号と同様の趣旨でありまして、令和 3 年 4 月 1 日に事務局が洞爺湖町から壮警町に移行することになっており、移行に伴い規約に所要の改正が必要となることから、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、議案第 84 号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約について。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、西いぶり広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

西いぶり広域連合の規約の一部を変更する規約についてであります。西いぶり広域連合の共同電算センターは平成 20 年 1 月 4 日から本格稼働し、現在室蘭市、登別市、伊達市及び壮警町の 3 市 1 町で共同電算センターに係る事務を共同処理しております。このたび令和 3 年度から洞爺湖町が共同電算センターに係る事務の共同処理に参加することとなったため、規約を一部変更するもので、規約第 4 条第 2 項第 2 号及び別表の一部について所要の変更を行うものであります。

附則では、施行期日等を規定しており、第 1 項では、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行すること、第 2 項では別表のそれぞれの改正規定を適用する日を規定しております。

なお、別に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 85 号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

初めに、1 の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地であります。壮警町森と木の里、壮警町字東湖畔 3 番地 1 ほか、壮警町農村環境改善センター、壮警町字南久保内 145 番地 8、久保内ふれあいセンター、壮警町字南久保内 151 番地 3、ゆーあいの家、壮警町字滝之町 290 番地 44、壮警町郷土史料館・横綱北の湖記念館、壮警町字滝之町 294 番地 2、壮警町パークゴルフ場、壮警町字滝之町 290 番地 21 ほか、以上の 6 施設であります。

次に、2 の指定管理者につきましては、住所は有珠郡壮警町字南久保内 139 番地 9、名称は特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブ、代表者名は理事長、千田重光であります。

また、3 の指定期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4

年間であります。

本件につきましては、令和2年11月26日に開催された指定管理者選定審議会において、募集期限の11月20日までに申請のあった特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブ1者から提出された事業計画書等について審査が行われた結果、指定管理者として適当である旨の報告がありました。町としましては、この審査結果を踏まえ、特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブを当該施設の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第86号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

初めに、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地であります。仲洞爺野営場テントサイト、壮瞥町字仲洞爺国有林415林班ソ小班ほか、来夢人の家、壮瞥町字仲洞爺30番地10ほかであります。

次に、2の指定管理者につきましては、住所は有珠郡壮瞥町字滝之町384番地1、そうべつ情報館1階、名称は特定非営利活動法人そうべつ観光協会、代表者名は会長、阿野裕司であります。

また、3の指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間であります。

本件につきましては、令和2年11月26日に開催された指定管理者選定審議会において、募集期限の11月20日までに申請のあった特定非営利活動法人そうべつ観光協会1者から提出された事業計画書等について審査が行われた結果、指定管理者として適当である旨の報告がありました。町としましては、この審査結果を踏まえ、特定非営利活動法人そうべつ観光協会を当該施設の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第87号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）について。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額42億7,890万2,000円に歳入歳出それぞれ9,410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,300万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。27ページになります。議会費、議会費、議会費で273万4,000円の減額となります。議会一般になりますが、議員報酬月額について令和2年4月から令和3年3月までの1年間条例本則で定める報酬月額を約8%減額して支給する附則規定により、本年度の議員報酬の現計予算から171万6,000円を減額するものであります。また、この規定により、議員期末手当63万6,000円及び議員共済組合負担金38

万2,000円も併せて減額するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で55万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費になりますが、本年度の役場庁舎空調機の点検において不調により異常停止の危険性を指摘された1台について緊急的に修繕を行うものであります。

財政費、ふるさと応援基金費で1,480万円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、本年度のふるさと応援寄附金が当初予算額を3,500万円程度上回る見込みのため、必要経費を差し引いた1,480万円を計上するものであります。

企画費、企画費で2,177万4,000円の追加となります。その内訳になりますが、地域公共交通対策事業では新型コロナウイルス感染症の拡大により一部の便で運休が発生したこと及びバス利用者が減少したことによる収支不足の増加に伴い、生活バス運行維持費補助金を63万5,000円増額するものであります。次に、行政情報システム運用管理事業では、健康管理システム及び後期高齢者医療システムの改修に伴い、西いぶり広域連合負担金を23万9,000円計上するものであります。また、ふるさと納税事業になりますが、本年度のふるさと応援寄附金が当初予算額を3,500万円程度上回る見込みのため、寄附者へ返礼品として提供する特産品に係る費用で1,470万円、寄附額に応じて委託業者に支払う手数料で550万円を計上するものであります。さらに、定住促進・まちづくり推進事業では、持ち家住宅取得奨励交付金になりますが、新たに新築住宅を建設する方から補助金の利用申込みがあったことから、70万円を計上するものであります。

胆振線代替輸送業務費で284万9,000円の追加となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により一部の便で運休が発生したこと及びバス利用者が減少したことによる収支不足の増加に伴い、代替バス運行維持費補助金を増額するものであります。

28ページになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で397万1,000円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険特別会計における介護サービス利用者の増加に伴い計上するものであります。

後期高齢者医療費で896万円の減額となります。後期高齢者医療療養給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金になりますが、令和元年度事業費の確定に伴う整理となります。

心身障害者福祉費、障害者自立支援費で2,050万円の追加となります。障害者自立支援給付等事業になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により施設利用者の帰省等の機会が減少し、利用日数が増加したことに伴い、必要な経費を計上するものであります。

児童福祉費、児童措置費で92万3,000円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、本件につきましては他市町の保育所等に通所する児童に係る施設経費の一部を負担するものであります。当初2名の予定に対し、現在3名の児童が他市町の保育所等に通所していることから、必要な経費を計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、予防費で 41 万 7,000 円の追加となります。乳幼児・母子の保健事業経費になりますが、本件につきましては不妊治療費に対して助成を行うものですが、現計予算では一般不妊治療費で 2 件、特定不妊治療費で 1 件の合計 3 件の助成を予定しておりましたが、さらに一般及び特定不妊治療費でそれぞれ 1 件の交付申請があったため、必要な経費を計上するものであります。

温泉管理費で 140 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、室蘭開発建設部が施工する一般国道 453 号線壮瞥町蟠溪道路改良工事 2 工区の工程の変更により、予定していた支障温泉管の移設工事の仕様に変更が生じるため、修正設計に要する経費を計上するものであります。

29 ページになります。農林水産業費、農業費、農業振興費で 2,961 万円の追加となります。初めに、新規就農支援対策事業で 96 万円の追加となりますが、町内で就農を希望する方が現在就農計画等の作成を進め、来年 2 月からの就農研修の実施を目指しており、町の研修貸付金の貸付けを希望していることから、必要な予算を計上するものであります。次に、産地パワーアップ事業で 1,485 万円の追加となりますが、旧久保内中学校体育館等を活用したタマネギの選果、貯蔵、加工施設の整備事業の関連事業で農業者の組織する団体がタマネギの産地化に取り組む上で必要な移植機やブロードキャスター等の農業用機械のリース導入に要する経費を補助するものであります。さらに、農業振興施設等整備事業で 1,380 万円の追加となりますが、本件につきましては道単独事業の地域づくり総合交付金を活用して果樹生産者で組織する団体及び水稲、小麦の生産者で組織する団体が農作業の共同化を図る上で必要な防除機や遠赤外線乾燥機等の農業用機械の導入に要する経費をそれぞれ補助するものであります。

土木費、水道費、水道費で 88 万円の追加となります。簡易水道事業特別会計繰出金になりますが、簡易水道事業特別会計の補正に伴う繰出金の整理となります。

住宅費、住宅管理費で 130 万円の追加となります。町営住宅維持管理事業になりますが、本年 10 月末までに実施した修繕額が例年よりも多く発生したことで予算不足が生じており、今後年度内に故障、破損による緊急対応の事案が発生し、早急な対応ができない場合には入居者の生活に支障を来すおそれがあることから計上するものであります。

教育費、小学校費、学校管理費で 670 万円の追加となります。小学校運営事業になりますが、本件につきましては本年 3 月に民間事業者売却した旧久保内中学校校舎等敷地内に埋設されている久保内小学校の電気幹線及び屋外排水管を移設改修する工事であります。当該設備については、本来であれば町有財産の売却までに町が移設しておくべきものでありますが、事業者との売払い協議時においては事業者の事業計画には当該設備の埋設地を通路として使用する予定であったため、現状のまま埋設しておくことに同意し、町としても当該設備への影響がないことから、移設改修を行わないこととしていました。しかし、その後事業者側の計画変更により、当該地にトラックスケールが新設されることとなったため、移設改修の必要が生じたものであります。なお、財源につきましては、売払収入を

積み立てた地域振興基金から繰入れするものであります。

保健体育費、保健体育総務費では、現計予算の範囲内で科目間の調整を行うものであります。スポーツによる地域活性化推進事業になりますが、委員数が公募により増加したことや会議の開催回数の増加に伴って委員報酬を 22 万円増額するとともに、体験会や講演会で招聘する講師の謝礼で 17 万円を増額することとしています。また、これに対して普通旅費では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、道外先進地視察を見送ったことに伴い 6 万円を減額するとともに、広告料では体験会等の開催について広告宣伝を活用した周知方法の見直しなどで 33 万円を減額するものであります。

30 ページになります。諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 12 万円の追加となります。国、道支出金返納金になりますが、令和元年度事業の実績確定に伴い、児童手当国庫負担金返納金、教育保育給付費国庫負担金返納金及び教育保育給付費道費負担金返納金をそれぞれ計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費では財源区分の変更で、感染防止緊急対策事業で実施した児童生徒用マスク購入について令和 2 年度学校保健特別対策事業費補助金の交付決定に伴い、3 万 8,000 円を一般財源に充当するものであります。

新型コロナウイルス感染症経済対策費では財源区分の変更で、プレミアムつき商品券事業補助金について道のプレミアムつき商品券発行支援事業費補助金の交付決定に伴い、165 万円を一般財源に充当するものであります。

25 ページになります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 178 万 4,000 円の追加となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 1,065 万 1,000 円の追加となります。介護給付・訓練等給付費負担金 1,025 万円になりますが、障害者自立支援給付等事業に係る国庫負担分を計上するものであります。また、教育保育給付費負担金 40 万 1,000 円になりますが、他市町の保育所等に通所する児童に係る施設経費に係る国庫負担分の計上であります。

国庫補助金、総務費補助金で 48 万 3,000 円の追加となります。社会保障・税番号制度システム整備補助金で 47 万 9,000 円、高齢者医療制度円滑運営事業補助金で 4,000 円を計上するものであります。

教育費補助金で 3 万 8,000 円の追加となります。学校保健特別対策事業費補助金になりますが、感染防止緊急対策事業で実施した児童生徒用マスク購入について令和 2 年度学校保健特別対策事業費補助金の交付決定に伴い計上するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 489 万 5,000 円の追加となります。初めに、保険基盤安定拠出金で 49 万 1,000 円の減額となりますが、令和 2 年度の負担金額の確定に伴う整理であります。次に、介護給付・訓練等給付費負担金で 512 万 5,000 円の追加となりますが、障害者自立支援給付等事業に係る道負担分を計上するものであります。さらに、教育保育給付費負担金で 26 万 1,000 円の追加となりますが、他市町の保育所等に通所す

る児童に係る施設経費に係る道負担分の計上であります。

26 ページになります。道補助金、農林水産業費補助金で 2,865 万円の追加となります。産地パワーアップ事業補助金で 1,485 万円及び地域づくり総合交付金で 1,380 万円を計上するものであります。

商工費補助金で 165 万円の追加となります。プレミアムつき商品券発行支援事業費補助金を計上するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 3,500 万円の追加となります。ふるさと応援寄附金になりますが、本年度のふるさと応援寄附金の増額見込み分を計上するものであります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 284 万 9,000 円の追加となります。

地域振興基金繰入金で 670 万円の追加となります。久保内小学校電気幹線改修工事及び屋外排水改修工事に充当するものであります。

諸収入、雑入、雑入で 140 万円の追加となります。一般国道 453 号線壮瞥町蟠溪道路改良工事 2 工区の工程の変更に伴って実施する蟠溪地区温泉管移設修正設計に係る補償費の計上であります。

31 ページの給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

22 ページを御覧ください。第 2 表、債務負担行為補正では、いずれも令和 2 年度から令和 3 年度の期間において、幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託料、限度額 3 億 3,470 万 8,000 円、蟠溪地区温泉管移設工事、限度額 2,200 万円、中学生フィンランド国派遣事業委託料、限度額 2,269 万 5,000 円の 3 件について追加するものであります。

議案第 88 号 令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 2 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 7,505 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 16 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,521 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。36 ページになります。総務費、総務管理費、連合会負担金で 16 万 6,000 円の追加となります。連合会負担金になりますが、特別調整交付金の対象となる結核、精神レセプトについて道では令和 3 年度から国への特別調整交付金の申請を北海道国民健康保険団体連合会との契約により全道一括で行うこととしていますが、当該申請事務を円滑に実施するため、このたび北海道国民健康保険団体連合会で試行的に抽出作業を行うこととなり、当該事務に必要な経費を計上するものであります。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 16 万 6,000 円の追加となりま

す。結核、精神レセプト抽出作業の委託に係る道補助金であります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第89号 令和2年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額5,220万円から歳入歳出それぞれ50万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,169万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。41ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金で50万7,000円の減額となります。後期高齢者医療納付金になりますが、令和元年度事業費の実績確定に伴う整理であります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で52万6,000円の減額となります。保険基盤安定繰入金で65万4,000円の減額となります。

繰入金、繰入金、繰入金で67万3,000円の増額となります。

これらにつきましては、いずれも事業費の実績確定に伴う整理であります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第90号 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億9,509万5,000円に歳入歳出それぞれ2,916万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,426万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。49ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費で2,611万円の追加となります。介護サービス等諸費になりますが、当初見込みよりも介護サービス利用者が増加していることに伴い計上するものであります。

介護予防サービス等諸費、介護予防サービス等諸費で200万円の追加となります。介護予防サービス等諸費になりますが、当初見込みよりも要支援認定者数が増加していることに伴い計上するものであります。

高額介護サービス等費、高額介護サービス費で180万円の追加となります。高額介護サービス費になりますが、当初見込みよりも介護サービス利用者が増加していることに伴い計上するものであります。

特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費で185万6,000円の追加とな

ります。特定入所者介護サービス費になりますが、当初見込みよりも介護サービス利用者が増加していることに伴い計上するものであります。

50 ページになります。地域支援事業費、一般介護予防事業費、一般介護予防事業費では国の保険者機能強化推進交付金が増額交付されたことに伴う財源区分の変更で、一般財源分に充当するものであります。

包括的支援事業・任意事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で 260 万円の減額となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費になりますが、社会福祉士に係る人件費について実績を見込んで減額するものであります。

生活支援体制整備事業費では、国の介護保険保険者努力支援交付金が交付されたことに伴う財源区分の変更で、一般財源分に充当するものであります。本件につきましては、令和 2 年度に創設されたもので、市町村が高齢者の介護予防、健康づくりの充実に向けた取組を自己評価し、これを国に報告し、検証を受けることによって自己評価結果を基に財政的支援を受けられ、介護予防に資する事業に活用することができる仕組みとなっております。なお、評価採点の満点が 870 点で、全道平均が 395 点、本町は 550 点の評価となっておりますことを申し添えます。

47 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で 794 万 1,000 円の追加となります。介護給付費負担金になりますが、介護サービス等諸費に係る国庫負担金の計上であります。

国庫補助金、調整交付金で 51 万 1,000 円の追加となります。調整交付金になりますが、介護サービス等諸費に係る国庫補助金の計上であります。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で 100 万 1,000 円の減額となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費について、社会福祉士に係る人件費の実績を見込んで減額するものであります。

保険者機能強化推進交付金で 17 万 8,000 円の追加となります。保険者機能強化推進交付金が増額交付されたことに伴い、計上するものであります。

介護保険保険者努力支援交付金で 70 万 4,000 円の追加となります。国の介護保険保険者努力支援交付金の交付に伴う計上であります。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で 857 万 6,000 円の追加となります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 397 万円の追加となります。保険給付費に係る介護サービス利用者等の増加に伴う道負担金を計上するものであります。

48 ページになります。道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で 50 万 1,000 円の減額となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費について、社会福祉士に係る人件費の実績を見込んで減額するものであります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 397 万 1,000 円の追加となります。

地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で 50 万円の減額となりま

す。社会福祉士に係る人件費の実績を見込んで減額するものであります。

基金繰入金、基金繰入金で 531 万 7,000 円の追加となります。

51 ページ、52 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思っております。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 91 号 令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 2 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 8,500 万円に歳入歳出それぞれ 88 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,588 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

事項別明細書、歳出から説明します。58 ページになります。総務費、総務管理費、維持費で 88 万円の追加となります。維持費になりますが、今年度は通常の水道施設の修繕や漏水対応のほか、高額な計器類の故障などが発生したことにより、今後の修繕対応に支障が生じるおそれがあるため、修繕工事の円滑な実施に向けて計上するものであります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 88 万円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

55 ページを御覧ください。第 2 表、繰越明許費では、総務費、総務管理費、地方公営企業会計法適用化事業で 1,876 万 6,000 円の追加となります。当該事業につきましては、今年度から固定資産台帳の作成に着手することとしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた研修会が延期されたことや先進地視察等の情報収集活動が円滑に進められなかったことなどもあり、固定資産台帳作成の委託業務の発注に遅れが生じたため、年度内に事業を完了することが時間的に困難となったことから、令和 2 年度予算を令和 3 年度に繰り越して実施するものであります。

議案第 92 号 令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について。

令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、地方自治法 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

60 ページになります。第 1 表、繰越明許費についてであります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、地方公営企業会計法適用化事業で 1,124 万 2,000 円の追加となります。

当該事業につきましては、今年度から固定資産台帳の作成に着手することとしていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた研修会が延期されたことや先進地視察等の情報収集活動が円滑に進められなかったことなどもあり、固定資産台帳作成の委託業務の発注に遅れが生じたため、年度内に事業を完了することが時間的に困難となったことから、令和2年度予算を令和3年度に繰り越して実施するものであります。

以上が今定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 先ほどの提案説明の中で説明に不備がございましたので、訂正をお願いいたします。

議案第89号の壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算の、議案では41ページになります。款4番の繰越金、繰越金、繰越金とあるところを繰入金、繰入金、繰入金というふうの説明いたしました。正しくは、繰越金、繰越金、繰越金で67万3,000円の追加ということになりますので、訂正をお願いし、おわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、質問事項として、壮警中学校統合後の移転建て替え等の方向性について質問したいと思います。

壮警中学校は、昭和52年に整備がなされ、今年で43年経過しています。平成29年の中学校統合に伴い、唯一の中学校となっていますが、老朽化が著しいため町及び教育委員会では様々な角度からの検討の中で移転建て替えを基本的な考え方として捉えていますが、その後の進捗状況や具体的な方向性を伺います。

また、次の点についても伺いたいと思います。1、移転建て替えに向けての移転先や計画目標についての考え方、2、学校統合に伴う施設整備に当たり、国補助事業活用の考え方は、3、壮警中学校建て替え後の跡地活用に向け、どのように考えているかを質問したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 4番、加藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、これまでの経過の概要についてご説明いたします。統合後の中学校の校舎につきましては、平成28年度以降教育委員会を中心に望ましい教育環境の在り方について検討がなされており、平成30年3月策定の第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画において移転建て替えを基本的な考えとし、壮瞥小学校の更新費用の圧縮や跡地の活用なども含め、一定の考え方を示していたところであります。しかしながら、財政調整基金を毎年取り崩して運営する財政状況を踏まえ、令和元年6月、第2回定例会の一般質問に厳しい財政運営の中で学校整備についてはどのような選択をしていくか判断していきたいとご答弁し、現在町では将来の社会資本整備が推進できる財政を目指し、収支改善を最優先に取り組んでいるところです。この間教育委員会では、久保内小学校の休校措置、旧久保内中学校校舎売却や新型コロナウイルス感染症という優先課題に対応しながら、望ましい教育環境の整備について検討を継続してきたところであります。

1点目の移転建て替えに向けての移転先や計画目標についてですが、第2期定住促進等計画を基本として継続して検討し、第5次まちづくり総合計画との整合性を図り、将来の財政見通しを検討し、本年度中に方向性を定めていきたいと考え、作業しているところであります。

2点目の国庫補助事業の活用についてですが、本町は厳しい財政状況であることから、全ての事務事業において国や北海道等の施策を創意工夫して活用することとしており、本件施設整備に当たっても国の学校施設の整備等に係る事業を最大限活用していく考えであります。

3点目の中学校建て替え後の跡地利用についてですが、本件についても第2期定住促進等計画の位置づけを基本に関係課が連携し、第5次まちづくり総合計画推進という観点も含め検討を行い、方向づけしていく考えであります。

以上、本件に関する経過と現段階の基本的な考え方をご説明いたしました。本年度は、平成30年度を初年度とする第5次行政改革と第2期定住促進等計画の中間年であり、これまでの収支改善への取組成果を踏まえ、計画推進に必要な経費とその財源を再精査しているところであります。新型コロナウイルス感染症という経験したことのない難局への対応を全庁的に行っている中ではありますが、将来の確かな財政見通しを持って皆様と認識の共有を図り、方向づけし、判断していく所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 1点目の再質問について伺いたいと思います。

平成30年度の第4回定例会の一般質問の答弁の中で、教育委員会を中心に小中一貫教育の推進基盤を検討、確立していくと考えており、また壮瞥町教育研究会において小中一貫教育を実践するための目標や教育課程の策定、乗り入れ授業や小学校における学科担任

制度導入に向けた研究、可能なことから試行、実践する取組を進めているとの答弁もありました。そこで、現段階での方向性や作業の進み具合について具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

小中一貫教育の実践に向けた取組状況ということでございますが、壮瞥町では教育の連続性を確保した小中一貫教育を目指し、9年間を見通した考え方で児童生徒のよりよい教育環境の充実を目指しています。その取組として、試行の段階ではありますが、5、6年生の外国語の授業に中学校の英語教諭が週4時間小学校で外国語の授業をサポートしております。また、週1回程度5、6年生を対象に中学校の部活動を体験する取組などを行っております。このように小中一貫教育について今後も推進していきたいと考えております。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今答弁の中でありました小中一貫教育を目指していきたいという中での説明だと思えますが、しかしながら教育制度の中では今後小中一貫校に限らず、人口が減少している中でやはり義務教育学校というものが今いろんな分野で、ネット上とかいろんな中で取り上げられている状況として私は認識しているわけですが、そのような中で小中一貫校または義務教育を考えた場合のメリット、デメリットというもの、課題、そういったものはどのように今もし考えられることがありましたら伺いたいということと、それを踏まえて総合的に父母との今後話合いやアンケート調査等も必要になってくるのではないかと思います。その進め方と考えについてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず、小中一貫校または義務教育学校を考えた場合のメリット、デメリットであります。まずメリットとしては9年間一貫した系統的な教育課程を編成、実施することで教育効果の向上が図られること、また小学校と中学校が交流することで子供たちの社会性を養うことができること、さらに中学校に進学するときのいわゆる中1ギャップが緩和され、不登校やいじめの減少にもつながることなどが挙げられます。その一方で、小学校を卒業したという達成感がないことや高学年で培われるリーダー性を養う機会が減少するなどという課題が考えられると思えます。

次に、進め方についてですが、本件については町の教育施設の再編という重要な案件であります。まず、教育委員会や町の考え方を整理し、実効性のある計画づくりを行い、その過程や方向づけをする中で適宜説明をしていくことと保護者の考え、意向の把握に努めながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今説明の中では、今後父母との説明も含めた場所を設けながら進めていきたいというふうに受け止めました。

そこで、公共施設有効活用施策で示されている移転先についてでございますけれども、現校舎の近隣で新たな用地を確保することが望ましいと示されております。校舎建設場所という部分を含めて現段階での考えについて伺いたいと思います。また、中学校建設をいつ頃まで建て替えしようと考えているのか、年次計画を立てて示すべきと考えますが、聞かせていただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

中学校の建設地につきましては、第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画を基本として検討し、方向性を出していく上で国庫補助の活用など財源確保の見通しや施設規模などの具体的な整備計画について教育委員会をはじめ、議員の皆様のご理解も得た上で進めてまいりたいと考えております。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 分かりました。

次に、2点目の施設整備についてちょっとお伺いしたいのですけれども、中学校校舎整備につきましては昨年的一般質問の答弁の中で国庫補助金、過疎債、一般財源を活用し、設計費、建設費等を合わせて15億円程度と積算されていますが、この金額はどのような学校建設を考えての積算なのか、1点目お伺いしておきたいと思います。

また、国庫補助制度の中では、壮瞥町の校舎におきましては危険校舎対象外の耐震化が図られている現校舎の判定は低いと示されております。今後においてもこの国庫補助事業を活用したおむね2分の1の補助は可能なのか、適用されるのか、また新たに新築建設に向けた国庫補助事業は考えられないのかを伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず、中学校校舎整備の事業費の積算についてですが、中学校統合前に教育委員会では当時同規模の学校の新規整備事例を参考に検討していた積算金額でございます。

次に、国庫補助事業の活用については、学校施設の整備目的によって危険校舎の改築事業、それから学校統合による増改築事業及び長寿命化改良事業などの事業がありますが、その活用にあたっては本町の現状と整備方針に適合した事業を最大限活用していくことを基本に北海道教育委員会等関係機関と調整を図り、検討し、方向性を出していく考えであります。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） これは、そしたら小中一貫校を目指しての建設という部分での予算積算されているということで理解してよろしいのでしょうか。

また、先ほどの答弁の中で用地を確保することが望ましいという現段階の校舎の建設地というのは、まだ具体的には示されることはできないのでしょうか。それについて再度質問したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

1点目の中学校の建設費であります、これは先ほど申し上げたとおり当時の積算でございまして、その当時の思いでは中学校の単独の建て替えということで考えていた金額ということでございます。

また、移転地につきましては、繰り返しになりますが、第2期壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画で示されている内容を基本として考えているということでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今答弁の中で第1点目の部分で15億円という積算された金額というものはおおむね2分の1を国庫補助事業の活用ということで理解していますけれども、あと2年程度しか補助事業対象にならないのかなという意味で今後新たに新築建設に向けての国庫補助事業というのは考えられないのか、要するに国の補助というものはほかに活用できるものがあるのかどうか改めて確認しておきたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

先ほど国庫補助2分の1ということでございましたが、現段階では今年度中に方向性を示していきたいというふうに考えておりまして、そういうことでご理解いただきたいというふうに思っております。

また、別な事業につきましては、危険校舎の改築事業、学校統合による増改築事業並びに長寿命化改良事業など、これらその方向性を出した中で有利な財源として最大限活用して行っていきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 分かりました。では、今後の作業の進み具合も含めて、方向性等も改めて議会等も含めて説明を細やかに今後もしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、3点目の中学校の跡地利用については、立地条件を勘案し、住環境整備の活用が望ましいことから、建部改良住宅の一部建設用地と宅地分譲として活用していると示されています。そこで、中学校建設に向けていろいろな課題、財政的な面から考えると、来年で50年がたつ改良住宅、その建設もさらに先延ばしになるのかなと思っております。そこで、老朽化が進む改良住宅、今後大幅な修繕等も見込まれると思えますが、そこで改良住宅の駐車場を土地有効活用を目的に建部改良住宅建設を考える必要があるかと思えますが、その点について改めてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

建部改良住宅の建て替え位置の検討についてということでございますけれども、建部改

良住宅の建て替え事業につきましては令和2年3月に策定といたしますが、見直しております公営住宅等長寿命化計画、これにおきましては令和4年度から設計業務に着手するということでありまして、工事につきましては令和5年度から3か年かけて建設工事を進めるということでその計画の中では位置づけております。建て替え位置についてですけれども、その選定に当たりましては第2期壮警町定住促進・公共施設有効活用計画において位置づけられております移転した場合の中学校の跡地ですとか、旧庁舎、旧町民会館跡地の活用、これを基本として考えていきますけれども、このほかに新たな用地の取得も検討したりですとか、あとは町有地の有効活用を踏まえて庁内で協議をしながら建て替え位置の選定について進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今答弁にありました中で最後のほう、この用地につきまして新たな用地という部分、購入ということでしょうか。町有地の活用ということを考えての考え方か、もしくは新たな土地を取得して建設するという考え方なのか改めて確認させていただきたいと。

もう一つ、経済団体から平成30年12月に有珠山噴火危険区域内の土地利用に関する要望書が提出されていると思いますが、1、要望の趣旨として有珠山噴火危険区域内の町有地について防災上の理由から新たな施設の建設や利用等に制限を設けることについてこの危険区域の見直し、または利用制限等の条件を緩和するなど壮警町の経済発展につながるための有効利用が図られるよう強く要望しますと提出があります。そこで、有珠山噴火はこれからも継続した形での噴火があるかと思いますが、噴火と共存共栄するために次の噴火に備えた災害に強い経済基盤を構築するため危険区域内の見直し、または利用制限の緩和の措置も必要と考えておりますけれども、火山との共生についての考え方については町長からお伺いしておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） まず、1点目のほうの建設位置の決定に当たっての用地の考え方なのですけれども、新たな用地取得の検討ということも答弁させていただきましたけれども、これにつきましても第2期の壮警町定住促進・公共施設有効活用計画によって位置づけられている中学校跡地だったり、庁舎跡地であったり、旧町民会館跡地であったりと、それぞれこれからいろいろと検討は進めていくこととなりますけれども、その一つの候補地として特に場所は決まってはいませんけれども、新しい用地を求めて建設する場合にどうなのだろうということで検討の一つの候補地として一応答弁させていただきました、その中でも町有地を有効活用できないかなどの検討も進めていくものと思っております、建て替え位置の決定の際にはご質問のありました場所も含んでいくのだろうなというふうには思いますけれども、それぞれの候補地のどういう敷地の形状なのかとか、それに対する建設コストだったり、そういうもの意識しながらとか、あとは立地条件からの利便性だ

ったり、防災面なども視野に入れながら考えていきたいと。その中では、住民の意向も踏まえた上ではなりませんけれども、先ほど来からも話ありましたけれども、中学校校舎の整備の方向性など、ほかに関連するような様々な要因も総合的に勘案しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上で1点目は終わります。

○議長（長内伸一君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 2点目につきましては、土地利用の関係の話でございますので、火山との共生についての基本認識とともに要望書に関することにつきましては私から答弁をさせていただきたいと思っております。

ご質問にありましたとおり、平成30年の12月21日に提出されました要望書にありますとおり、火山防災の的確な推進と火山と共生した地域経済の体質強化は本町の持続的な発展を進める上で重要と、このように認識しております。ご質問の火山との共生の考え方につきましては、有珠山周辺では過去の地質調査など科学的な知見に基づき、平成7年10月に有珠山火山防災マップが発刊、そして配布されております。そして、平成12年の有珠山噴火は山麓噴火だったわけなのですが、その山麓噴火を再評価して平成14年に改訂されて、それも全戸に配布されていると。その後も配布してきたところですが、近年我が国では大規模な自然災害が頻発しておりまして、洪水、気象災害が多いですけれども、それもおおむねハザードマップに描いてあったとおり、もしくはその想定を超える、このようなことであると評価しておりまして、こうしたことを踏まえますとやはり科学的な知見を集積した火山防災マップというものの情報をまちづくりの基本に据える必要があると、このように認識はしております。

また、昨年度策定しました第5次の壮警町まちづくり総合計画では、土地利用の基本構想として平成12年の噴火災害を踏まえ、復興計画や住宅市街地整備方針に土地利用の方針を定め、利用に関する調整を図り、基盤整備を行ってきた経過を踏まえ、土地利用を進めると、このように第5次総合計画の中でも位置づけがなされています。

こうしたことを基本的な考え方とすべきと考えておりますけれども、今おっしゃられたように災害に強く、また経済基盤もしっかりとした町をつくっていくことは本町の持続発展のために重要なことだと、このように認識もしております。これまでの経緯、土地利用に関する認識の共有をまず図り、将来のまちづくりについて創意工夫を図ることなどを目的として提出された団体の皆さんと共有、協議の場を設定することも含めて検討していきたいと、このように思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁といたしたいと思いません。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 分かりました。個人的にこの噴火災害については安全第一を考えて経済発展に今後も行政として努めていただきたいと思いますので、よろしく願いして質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁はよろしいですね。

○4番（加藤正志君） はい。

○議長（長内伸一君） 続いて、3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 質問事項2点ありますけれども、1点目、コロナ禍における新年度予算編成方針の考え方は、2点目、感染対策を補足した地域防災計画策定の進捗状況は、そこで以下5点について質問いたします。

コロナ禍対策として補正予算で感染症対策、経済対策について取り組んできておりますけれども、取り組まれた各対策をどのように評価しているか。

2点目、コロナ禍による地域経済に大きな影響を及ぼしているが、現段階での壮瞥町内の影響をどのように把握しているか。

3点目、コロナ感染症は衰えを見せず、拡大が懸念されている状況の中で町はどのような視点で今後の支援策を検討、また現時点での支援策をどのように考えているか。

4点目、地域経済等の回復対策に国の地方創生臨時交付金を主財源として取り組んできたが、その対策のために財政支出が伴い、町財政を圧迫、さらに新年度の税収が落ち込むことが考えられる中で第5次行政改革推進に及ぼす影響と令和3年度の予算編成方針をどのように考えているか。

2点目の感染症の件ですけれども、新型コロナウイルス対策が必要となった災害時の行動を想定することが重要で、改めて災害時の行動を行政と町民が共有する必要から、地域防災計画の見直しが必要であります。この見直しの進捗状況はどのようになっているか。

以上について質問いたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策の評価についてですが、町では町民の皆様の生活の安定や事業者の皆様の経営の持続化支援、地域経済の活性化などを基本として特別定額給付金など国の施策の迅速な実施とともに、地方創生臨時交付金1億9,465万円を活用し、独自の32事業を立案し、予算額2億3,710万円、うち単独費4,245万円を措置し、コロナ対策を推進しているところでございます。事業の立案には、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守ることを基本として事業者や団体等とのヒアリングを通し、必要とされる対策についてニーズの的確な把握に努めたところであり、議員の皆様のご理解を賜り、予算措置し、通常業務の適切な執行管理に努めながら、スピード感を持って全庁的に取り組んできたところでございます。こうした職員の取組については、一定の評価をいただいているものと考えており、また各施策、事業については各所管課で評価を行い、今後の施策の立案に生かしていくべきものと考えております。

次に、地域経済への影響についてですが、1月から10月までの観光入り込み数は前年170万2,000人に対し、本年は58万4,000人と対前年34.3%にとどまり、観光を中心に厳しい状況となっております。いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の長

期化に伴う影響については、住民の皆様の行動自粛など社会経済活動に様々な変化を及ぼし、町内全体の消費の冷え込みなど、その影響は広範囲に及んでいるものと認識しております。

次に、今後の支援策の検討については、こうした厳しい状況にある観光を中心に町民の皆様や事業者の皆様の生活、経営の安定、地域経済の活性化などを基本として国、道の施策の活用や動向を注視し、状況を見極めながら適時適切な対策を講じていく必要があると認識しております。

次に、行政改革推進への影響と予算編成方針についてですが、本町では税収が減少する見込みであり、国においても同様の中でこれまでにない財政出動を行っている現状などから、後年度の地方財政運営への影響も懸念されるところであります。厳しい財政状況を職員一人一人が十分認識し、第5次行政改革と行革で位置づけのない項目も含め徹底した歳出の削減に取り組むとともに、施策の推進に当たっては国、道などの支援策等を創意工夫をして積極的に活用を図るとした予算編成方針の下で持続可能な行財政運営に努めていく所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の地域防災計画の見直しについてですが、町では本年度有珠山噴火に備えた避難マニュアルの策定、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの見直し、防災備蓄計画の見直しなどを順次行った上で、それらを総合的に包括する地域防災計画の見直しを行う予定であります。進捗状況については、おむね所管事務調査でご説明したとおりに進んでおり、現在個別計画等の素案について庁内調整を行っている段階で、年明けには議会や住民の皆様にもお示しできるものと考えております。また、同時並行で関係機関等と調整しながら地域防災計画への反映作業を進め、新年度早々をめどに作業を終える考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ただいま答弁いただきましたので、答弁に従って再質問を続けたいと思います。

壮警町が国の施策だとか取り組んで、町民の皆さんに対しての取組、本当に管内でも早く実施されたのではないかなど。その陰には、やはり町理事者を先頭にして町の職員の皆さんの努力が現れているのではないかと、そのような考えを持って感謝申し上げたいと思います。

そこで、壮警町も特別定額給付金など国の施策をはじめ、町独自の施策として先ほど答弁にありましたけれども、32の事業に取り組みました。既に実施済み、また現在継続中のものもありますが、そこで町独自で取り組んだ事業についての評価について伺いたと思います。子育て世帯応援商品券の配付、新生児への特別定額給付、出産祝金、町営住宅家賃免除、農業生産現場における求人、求職、プレミアムつき商品券事業、ビジット昭和
新山キャンペーン事業、商工業振興の緊急対策、上下水道料金の免除、高収益作物生産の

ための土づくり、電気柵資材購入費補助金、有害鳥獣対策の強化、以上が町民の皆さんに直接関係ある町独自の施策でありました。先ほど申し上げましたように、既に事業が終了している、また現在進行中のものもあるのですけれども、現段階での評価どのようにしているか、またその事業を進めるに当たって町民の皆さんからどのような反響だとか声があったかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁は、担当課順に簡潔にお願いいたします。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） それでは、私のほうから1点目の子育て世帯応援商品券配付事業、2点目の新生児特別定額給付事業についてお答え申し上げます。

まず、1点目につきましては、あくまで現時点の実施状況ですが、対象となる165世帯317人に対して商工会の商品券配付を終えております。現在まだ商品券の利用期間中でありますので、評価につきましては事業終了後となりますが、子育て世帯からは新入学の準備や日常生活品への利用など家計の一部に役立っている、また町内の飲食店や宿泊施設でも利用があったようでございまして、家族で楽しむことができたなどの声をいただいております。

2点目の新生児特別定額給付事業についてですが、現段階で4人の新生児の世帯に対して給付を終えております。年度末までの事業期間となっておりますので、今後も給付実績が出てくると見込んでおりますが、これまでに給付された世帯からは新生児用品の購入費など有効に利用され、役立っている旨のお話をいただいております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） それでは、私のほうから農業生産現場における求人、求職、高収益作物生産のための土づくり、電気柵購入補助、有害鳥獣対策の強化の部分についてご答弁申し上げます。

まず、農業生産現場における求人、求職の状況ですが、この取組はコロナ禍において求職を余儀なくされた方と農業者とのマッチングを図り、生活の安定と雇用の確保を行うことで地域経済活動に寄与することを目的として取り組みました。5月上旬に無料職業紹介の資格を持つとうや湖農協と壮警町社会福祉協議会に求人窓口となっただき、求人、求職のマッチングを図りました。これまでに1組のマッチングが成立し、現在も雇用していただいております。

次に、高収益作物生産のための土づくりに関してですが、この事業は持続的な農業生産の基本となる土づくりを支援するために取り組む事業であります。9月15日から12月7日までで17件の申請を受けており、購入金額合計66万9,000円に対して21万2,000円の助成をいたしました。12月30日の事業終了が迫り、駆け込みで申請される方も増えております。11月から担当職員による農業者へのヒアリング等行っておりまして、利用している方からは堆肥の品質に関して評価いただいているところですが、助成率ですとか対象数量の上限の緩和を求める意見もいただいているところでもあります。引き続き農業者の皆様のご意見を伺いながら、土づくり推進の啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策についてであります。電気柵資材購入費補助事業です。この事業は、有害鳥獣による農作物への食害を予防し、農業被害の低減を図ることを目的に実施しており、9月16日から10月15日までを申請受け付けたところ34件の申請があり、補助金の算定額が予算を大幅に上回ったため、申請をいただいた方々への補助率を下げ、239万9,000円の補助金総額にて交付決定を行ったところでもあります。今回の事業で電気柵が整備されたことにより、被害の低減効果が見込まれると考えております。また、補助金を事業計画に基づく率で交付できなかった部分については課題として受け止め、今後の同様の事業を行う際には十分準備をした上で取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） それでは、私からはプレミアム付商品券事業、ビジット昭和山キャンペーン事業、商工業振興の緊急対策事業等の実施状況と声についてご説明申し上げます。

プレミアム付商品券事業は、町内向け、町外向けとも11月20日までに販売を終了いたしております。町民の皆様からも好評をいただいているということで認識いたしております。また、小売事業者や農産品の直売を行う事業者からは、町内はもとより町外からのお客様の利用が目立ったという声を頂戴しており、消費喚起に一定の効果が上がったものと認識いたしております。

次に、ビジット昭和山キャンペーン事業につきましては、昭和山地区の駐車場を実質無償化する商品券キャッシュバックキャンペーンが利用者から好評であり、10月14日までに商品券が全て配付完了となりました。商品券は、観光施設等で利用されており、特に小規模土産店などでは売上げが上がるなどの効果があったとの声を頂戴いたしております。

以上の2つの事業につきましては、換金をまだ行っている最中であり、評価についてはこの事業完了後となります。

また、商工業振興の緊急対策事業についてでございますが、町内82事業所への基本助成と特に売上げの落ち込みが激しい観光関係の23事業者への支援を行い、合わせて事業総額で3,757万6,000円の補助を実施いたしましたところでございます。事業者からは、事業継

続への力をもらったという声を頂戴しているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 建設課長。

○建設課長（澤井智明君） それでは、私のほうから町営住宅の家賃の減免と上下水道料金の免除についてご答弁いたします。

まず、1点目、町営住宅の家賃についてですけれども、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響により離職や収入減などでやむを得ず公営住宅の使用料、家賃の支払いが困難な状況にある入居者を対象に生活の安定につなげることを目的として行うもので、条例の規定に基づく申請行為によって実施しているものでございます。実績といたしましては、今日現在で、12月現在ですけれども、家賃の減免についてご相談にいられた方延べで11名いらっしゃいます。それで、その中から申請に至った方が8名いらっしゃったのですけれども、規定に基づいて減免額算定したところ、減免の対象になる方が5名という状況でございます。減免の期間につきましては、5月から12月までの期間でやっておりますけれども、3か月区切りでやっておりまして、5月から7月までの対象者が2名、6月から8月までが3名と10月から12月、2名ですけれども、こちらは1度申請されてまだ状況変わらないという方が2度目の申請を行って減免しているものでございます。総額の家賃の減免額につきましては32万9,730円ということになっております。評価といたしましては、今回の影響で収入が激減している方というのが相談された方の中にはいらっしゃいまして、情勢もよくならないで収入の改善もなされていないということで2回目の申請をしていただいているという状況からもこの事業の効果につきましては一定の効果があつたものと捉えておりまして、生活の安定にも寄与したものではないかというふうに捉えております。声としましては、直接あまりそれに対してよかったよかということはないですけれども、生活の安定につながったのではないかなというふうには捉えております。

続きまして、上下水道料金の免除でございます。こちらでも新型コロナウイルス感染症の影響によって経営環境の悪化等で事業活動が縮小しているという状況に鑑みまして、特に影響の大きい宿泊施設、飲食店、観光サービス業、お土産店を対象に上下水道料金を全額免除するという事業でございます。実績といたしましては、対象事業者、宿泊施設で6事業者、飲食店で13事業者、観光サービス業で4事業者、お土産店で5事業者、合計28事業者でございます。免除期間ですけれども、令和2年5月から3年3月までということになっておりまして、今のところの実績につきましては12月の請求分までということでございますけれども、総額で366万8,995円、内訳としましては水道料金で331万5,187円、下水道料金、集落排水の使用料ですけれども、10万1,024円、管理型浄化槽で25万2,784円というふうになっております。こちらの評価につきましても、各事業者への水道料金の免除は経営環境の悪化状況を考慮すると一定の効果はあつたのではないかなというふうに捉えておりますけれども、事業者からは水道料金と下水道料金で金額的には一月あたりは少

額なのですけれども、このような対応してくださって大変ありがたい、助かっておりますというお声をいただいております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 各課からきちっとまとめて答弁していただきまして、ありがとうございました。小さい町で数量的には少ないけれども、小さい町にとってはかなりの効果があったのではないかなど。ですから、今後の対策も今まだ途中で評価できない面もあるけれども、評価して効果があったということ聞いて安心いたしました。

そこで、これと同じように町独自ではありませんけれども、国民健康保険税だとか後期高齢者医療保険料、介護保険料の免除について、これも一定の何か文書を見ますと30%以上の影響があった方は対象になるというようなことが書かれておりましたけれども、壮瞥町の実態、この免除申請などはどの程度あったか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、この制度は、議員おっしゃられましたとおり新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、それから介護保険料などの減免をするものでございます。現段階で国民健康保険税につきましては13世帯からの申請がありまして、総額約130万円の減免を見込んでおります。また、介護保険料につきましては3世帯4名の申請がございまして、こちらのほうは今年度の収入確定後に金額が定まってまいります。さらに、後期高齢者医療保険料につきましては、相談に来られた案件はありましたけれども、その後現段階では申請に至った経緯はございません。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 先ほども言いましたけれども、町独自ではないけれども、特に国民健康保険、この方々が13世帯で約130万円の見込みとなると1世帯10万、10万というやはり収入の少ない方にとっては大きな金額、効果があったのではないかなど、そのような感じを持ちます。今後介護保険だとか後期のほうについても町民の対象になる皆さんにPRして、できるだけ恩恵のあるような施策をぜひ取っていただきたいなと思います。

そこで、その次の質問に入りたいと思います。地域経済の影響について説明を求めるといつも言われるのは、すぐ出てくるのは観光客の入り込み数がどうだこうだということなのです。そこで、過去にそういう説明がありましたけれども、いかにして少ない入り込み数をその地区に滞在していく時間、滞在時間を延ばすことがやはり私は地域の観光に求められるのではないかと思います。そういうことから、観光客の皆さんに買物等で消費活動をしていただくことがやはり観光地としての最大の狙いでないかと思います。これに応えるための観光関係業者の方の応える姿勢も私は求めていくことが必要でないかなど。ただ単にお客さんが少ないと嘆くのでなくて、来た方々に滞在時間で満足していただけるような

受入れということも私は必要でないかと考えます。そこで、また一方、地元の商店を見ますと、消費の冷え込みと申しますか、購買力の低迷と申しますね、それがやはり目につくのです。また、農業だとか産業への影響も私は今回のコロナであるのでないかなと。ただ単に観光だけでなく、そちらのほうにもやはり目を向けていくことが必要でないかなと思いますので、そういう商業、商店、農業者等の経済の影響はどのように捉えているかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） それでは、私よりご答弁申し上げます。

滞在時間を増やす施策など、観光事業者等へのどのような働きかけが必要かということが1点と、それから地域経済に及ぼす影響のこの2点についてのご質問でございますけれども、まず地域経済への与える影響という点につきましては、当町の基幹産業は観光と農業を中心に成り立っております。交流人口の拡大や産業振興により支えられているものと認識しております。先ほど町長のほうからご答弁申し上げましたが、観光客の入り込み数は1月から10月まで大幅に落ち込んでおりまして、特に宿泊者は前年に比べまして町内で11万3,000人ほど少なくなっております。また、昭和神山への来訪者が80万人ほど減っている状況でございます。特に団体客の落ち込みが激しくなっております。その関連が及ぼす小売店舗への影響、それから外国人を中心とした入り込み減、またりんごまつりなどのイベントの中止等により農業関係者にも少なからず影響があったものと認識しております。コロナによる影響により来訪者が減ったということから、業態を新たに変わっていくような取組、働きかけについては、私どものほうもこれから考えていかなければならないと思っております。特に本州、道央圏、海外などからの往来制限の長期化というものは、なかなかすぐに議員ご指摘のとおり急速な回復には結びつかないのかなと思っております。多種多様なお客様に対応できるように、ビジット昭和神山キャンペーンで行いましたような密を回避したジオツアーであるとか、コロナの時代に適合した新スタイルの滞在型観光の在り方、それから地域での農産品、特産品を非対面型のオンラインでの購入をしていただけるようなふるさと納税も含めました地域の魅力発信などといった施策に今後取り組み、また事業者の向こうにあるお客様の声を観光事業者が一番酌み取っておられると思いますので、その辺りの声を吸い上げながら町が何ができるかを考えてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁された課長の考えに私は同感でございます。ぜひ地域の業者の皆さんと協力してやはり魅力ある観光地として取り組んでいただきたいなど、そんな気がしてなりません。

そこで、観光面だけでなく、今回いろいろな町独自の施策は一部一般の町民の方も対象になっておりましたけれども、経済対策としてやはり観光業者の方だとか商業者に対し

てあったのではないかなと思いますので、町内の低所得者だとか、そういう方々にも目を向けていくことが今後必要になってくるのではないだろうか。数年前までは例えば福祉灯油の購入を補正予算でやっておりましたけれども、ここ2年前からですか、当初予算から組まれている、そういう面で低所得者の方にもそういうことが行き渡っているのではないかと思いますけれども、やはり今後もそういう方々も対象にしたものを取り組んでいくことが必要と思うのですけれども、この考え方についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

これまで壮瞥町では、町民の皆様、事業者の皆様の生活ですとか経営の持続化、それから地域経済の循環ですとか活性化、そして新しい生活様式に対応するための環境整備などの観点で地方創生臨時交付金を活用して先ほどご答弁ありました町独自の事業を行ってきておりますけれども、やはり当町におきましては観光関係を中心に非常に厳しい状況でありまして、ただそのほかの業種の皆様、あとは町民の皆さんも大変な思いをしているものと思っております。いまだに新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況であり、長期化も懸念されるところでありますけれども、今後の感染症の状況ですとか経済の状況の変化なども十分見極めながら、議員おっしゃるような低所得者向けの施策とかも必要な施策、対策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ぜひそちらのほうにも目を向けて配慮していただきたいなと思います。

そこで、次に予算編成についてちょっと触れていきたいと思いますが、コロナ禍による観光客の減少、これは先ほどの答弁の中にもありましたけれども、本当に減少している、また宿泊客、これも減少している、それに伴って入湯税の減少、6,000万くらい今年見ていたようですけれども、やはりそういう入湯税の減少、また令和3年度の町民税についても相当大きな影響を及ぼしてくるのでないかなと、そういうことが想定されますけれども、現段階で令和3年度の税関係の減少ですか、減額、2年度と比べて3年度はどの程度想定しているか伺いたいと思います。

そこで、私は厳しい財政状況を職員の皆さんはもとより、私たち町民一人一人が認識すべきでないかという考えです。そのためには、ただ財政状況を認識するだけでなく、一人一人が歳出の削減に努めることが私は大切でないかなと、そういうことを考えております。また、人件費の削減、これもやはり今後念頭に置いて取り組まなければならないのではないだろうか、そのためには難しいかもしれませんが、職員定数の見直しだとか、また会計年度職員採用数についても十分検討していくことが私は必要でないかと考えておりますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（阿部正一君） 私からは、令和3年度の税関連の減収予想についてご答弁申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、当町の観光産業の低迷や入り込み客の減少で地域経済にかつてない多大な影響を及ぼしており、議員ご指摘のとおり町民税ですとか入湯税においても相当な額が減少すると予想しております。町としてもこれまで経験したことのないような状況に置かれていることから、令和3年度の当初予算編成に向けて現在慎重に積算を進めているところであります。また具体的な金額をお示しするには至っておりませんが、現在慎重に精査をしているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、税収の減少に対しましては国の補填措置もありますので、これも含め新年度令和3年度当初予算編成に向けて作業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） 私のほうからは、厳しい財政状況を鑑みて職員一人一人が歳出の減少のために実践することが必要ではないかということでしたので、ご答弁させていただきたいと思いますが、議員おっしゃるとおり職員一人一人が歳出削減に向けて常にコスト意識を持って事務の効率化ですとか適正化に取り組む必要があるものと認識しております。これまでも需用費をはじめとして歳出全般にわたって削減に取り組んでまいったところでございます。今後も需用費、それぞれほかの科目も含めて歳出全般にわたって職員一人一人が節約することを常に意識してこれまでやってきたことを継続するとともに、さらに様々な角度から創意工夫をしてさらなる経費節減に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 私のほうからは、職員数の件ですとか、あるいは人件費の削減に関してご質問いただいた件についてご答弁をさせていただきます。

まず、現状で申し上げますと、正職員というのは現在当町の定数は94名、それに対して実際は10名少ない84名で運用しています。それから、会計年度任用職員につきましては、通年雇用の職員を予算ベースで大体46名ほど見ています。ただ、会計年度任用職員につきましては、正職員の補助というような扱いとか位置づけではなくて、現在の職員の内容見ますと、ある程度専門的なスキルですとか、あるいは国家資格、そういったものを持っていたり、あるいは従前は正職員が1人でやっていたものを今会計年度任用職員が1人で背負ってやったりという感じで完全に独立した戦力になっているというのが現状でございます。

また、人件費に関しましても、定数管理というのは二十数年前から計画をつくって、そ

れを更新しながら管理をしてきていますが、その当時、二十数年前でいうと職員は105名おりまして、それが今84名ですから、20年の中で20名ほど、2割ほど人員を削減して運営しているというのが現状でございます。また、正職員の分減らした分で大体1億円、それから会計年度任用職員が増えた分で大体5,000万、相殺して5,000万ほどの人件費削減を図りながら今に至っているということをご説明をさせていただきます。

では、その上で今後についてということでございますが、もちろんこれまで各課長が答弁したとおり厳しい財政事情というのは重々理解はしているつもりです。ただ、ある程度一定の今の多様化した、専門化した行政サービスを維持していくためには、最低限の人員というのは必要なだろうというふうに認識をしていますので、簡単に削減というのはなかなか難しいのかなというような認識でおりますので、ご理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 答弁は分かります。けれども、やはり町民の皆さんの中にはそれを理解しないでそんなに職員必要なのかという声がないわけではないのです。そういう声が聞こえてくるし、例えば今どうなっているか分かりませんが、1人1役ですか、1仕事というような仕事の量が増えると、それで人員が増えていくような感じもないわけだと思えます。ですから、私は2人で3つの仕事を担当するだとか、グループ制というのですか、そういう制度も取り入れていくことが今後必要でないのかなと。そうすることによって、私は人件費の削減というのを図る必要があるのではないかという考えです。それは、私の意見ですので、答弁は求めません。そういう面で私は、人件費の削減ということも今後念頭に置いて取り組んでいただきたいなという要望です。

そこで、最後の質問にしたいと思えます。2番目で質問していました防災計画の件、このことについて若干述べてみたいと思えます。11月17日の室蘭民報8面と9面、2面を使いまして室蘭民報社主催の胆振中西部7市町長の懇談会の特集記事がありました。7市町長がそれぞれの町の取組について座談会で発言していて、大変興味のある内容でした。17日に掲載されていたのですけれども、その座談会は10月の14日、約1か月前に行われたのが記事として出ておりましたけれども、その中で地域の防災、減災対策という項目もありまして田鍋町長が発言しておりますけれども、まず1点目でお伺いしたいと思いますけれども、将来の有珠山噴火災害を念頭に置き、本年度に町独自の具体的で実践的避難計画等の策定と述べていますけれども、具体的に実践的避難計画というのはどのように理解していいかお尋ねしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現在実は、有珠山の周辺4市町と関係機関で構成する改正活火山法に基づく有珠山火山防災協議会がございまして、そちらのほうで法に基づく有珠山火山避難計画というものを策定中です。今年度中には完成するものというふうに予定をしております。これは、4市

町全体に関わる計画なものですから、当町は当町で独自にその計画に沿った内容で、かつもっと詳細な避難計画といいたいでしょうか、マニュアルというか、そういったものをつくろうということで現在作業を進めておりました、それが町長がおっしゃっていた具体的で実践的な避難計画というものでございます。内容につきましては、将来の有珠山噴火を念頭に置きまして、具体的にいつ、どこから、誰が、どこへ、どうやって避難するのか、あるいは行政側のほうはそれをどうやって受け入れるのか、そういったものをできるだけ明確にして、当然のことながらそれらについては町民の皆さんとも共有させていただいて、いざ有事のときに迅速かつ的確に対応できるようにということを目的としてつくっているマニュアル、計画でございますので、その旨ご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ぜひこれは3月と言わないで、早急にやはりつくっていただきたいなど。

2点目伺います。防災の新聞の座談会の中に、関係機関との協定締結等を計画的に進めるということがありました。現在町が関係機関との協定内容をどの程度結んでいて、今後壮警町として今考えて必要な協定内容はどのようなものがあるか、もしもそういうことがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、現在の当町の防災協定についてですが、現在21の団体と協定を締結をしております。内容は、かなり幅広く協定をしているのですが、今後の災害対応、特に火山噴火、災害対応考えたときに、より拡充していくべきだろうというところが何点かありまして、それが当面進めていくべき協定というふうに考えております。具体的には、備蓄品に関する協定を中心というふうに考えておりました、町のほうでは今年も含めてですが、災害発生直後に対応するためのいろんな食料ですとか、対応品ですとか、避難所の用品ですとか、そういったものは随時整備はしているのですが、避難が長期化というか、長引いていったときに当然不足品が生じてきます。それらを買っておけば一番いいのかもしれませんが、そうすると保管場所の問題であったり、あるいはお金の問題、それから食料等であれば更新期限が来ますので、また買い換えなければならない、そういう問題が生じるということで、それらを補完するためにあらかじめ企業と協定を締結をして災害発生の都度水や食料あるいは燃料、そういったものを都度都度迅速に必要な物資を調達すると、そういうことを目的として流通備蓄という言い方をするのですが、それらの強化といいたいでしょうか、そこをまずは力を入れて進めていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私初めて知った言葉で、流通備蓄、これはやはり必要でないかな

と。というのは、壮警町の災害といって大きな災害で避難が出るとなると、どうしても有珠山の噴火活動だと思えます。これは、何十年に1回、そのための備蓄しておく、今お話があったように備蓄したものが消費期限が、賞味期限といいますか、消費期限が来て、それが無駄になる、そういう面でこういう新たな考えでぜひ協定を結んでいただきたいなと思えます。

その次に、コロナ対策を講じるため避難所の収容数の見直し、これは道の計画の中にもうたわれておりますし、また新たにその座談会の中で民間施設の避難所活用という言葉があったのです。それで、現在この民間施設活用はどのような形で考えているのか伺いたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

避難所の民間活用ということについてですが、現状で今考えているのは一般の方用の避難所ではなくて、まず優先して取り組もうとしているのは福祉避難所の確保でございます。現在当町でも福祉避難所を2か所設定をしておりますが、実はそちら大部屋といいたしよるか、広めの部屋を確保しているものですから、現実その福祉避難所に入られる方の特性とかを考えると、やはり個室のほうが望ましいだろうということで、その個室型の福祉避難所を民間の宿泊施設と協定をすることで確保していくということを現在考えて取り組もうとしているところでございます。町内か町外かというような話もありましたが、基本的には町内の施設のほうとまずは優先的にというふうには考えておりますが、当然そのキャパの問題もありますし、あるいは協定が必ずうまくいくという保証もないですから、もしそこでちょっと足りないということであれば、町内優先はしますけれども、その後町外のほうへも、近隣のほうへも拡大していくことも一応視野には入れてこれから取組を始めるというところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そういう福祉避難所、これは大切な、特に長期避難になった場合にぜひ必要なものですので、やはり町内のそういう民間業者または近隣の町の業者と協力しながら話を進めていただきたいなと思えます。

そこで、今度そういう中で地域包括支援センター等による避難行動要支援者の把握、また支援体制強化という言葉も使われておりましたけれども、現在把握している要支援者の把握人数、どの程度把握しているか、また支援体制強化という言葉使っておりますけれども、これはどのようなことを指しているのか、この点についても伺いたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） それでは、4点目につきましては私のほうからご説明を申し上げます。

地域包括支援センター等による避難行動要支援者の把握についてでございますが、災害

時の円滑な安否確認や避難誘導のため要支援者名簿を作成しております。その中身につきましては、9月1日現在になりますが、高齢者の独居、夫婦世帯合わせて525名、障害者96名、合計621名を把握しております。この名簿の中には、連絡先から親族や親しい知人、それからその介護度や障害の状態、移動手段や在宅支援サービス等の利用状況、こういった情報を取りまとめております。それから、支援体制の強化につきましては、有事に備えまして本年度よりこの名簿を伊達警察署、それから消防の壮警支署と情報を共有しております。これによりまして、要支援者の避難が円滑に行われるように体制を整えたところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 525名だとか96名の皆さんが一気に避難するような災害はそう起こらないとは思いますが、このように日常から名簿を備えておくこと、これはやはり早期避難だとか支援につながってくるものだと思います。私前に同じようなこと質問したら、たしか平成29年は九十何世帯だとか、30年は77世帯なんていう数字聞いたような記憶あるのですが、そういう世帯でなくて今回は人数でまとめたということですね。そのように理解してよろしいですね。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

先ほど全体の人数でご報告申し上げましたが、世帯数といたしましては高齢者世帯で167世帯、それから障害者の世帯では82世帯というふうに、このように名簿としてまとめております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） およそ今までのやり取り、私はある程度理解いたしました。

そこで、最初町長の答弁の中に次のような言葉があったのです。進捗状況については、おおむね所管事務調査で説明したとおり進んでおりますなんていう言葉使われていたのです。けれども、そこに参加しているのは、議員と皆さんたちの話合いでした。私は、やはり議会で質問した場合にはもっと具体的に答弁が必要でないかなという気がしてなりません。そんなこと申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 続いて、6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 基金減のない財政運営の見通しについて伺います。

前年度決算の状況では、経費節減に努力していることが見られますが、基金減のない財政運営とする目標に達していない状況にあることから、今後の見通しを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、真鍋議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、近年の本町の基金と財政収支についてご説明いたします。特定目的基金を含めた

令和元年度末の基金残高は、平成 27 年度末残高との比較で 3 億 8,000 万円減の 16 億 9,350 万円となっています。財政調整基金につきましては、平成 28 年度末 5 億 4,821 万円に対前年 1 億 2,329 万円の減、対前年の減少額は平成 29 年度末は 1 億 169 万円、平成 30 年度末は 5,577 万円、令和元年度末は 4,137 万円となっており、対前年比較の減少額は年々減少し、改善している傾向にあります。基金の増減につきましては、各年度の決算収支と密接に関連しますが、当該年度の実質的な財政収支を把握するための指標である実質単年度収支につきましては平成 28 年度 1 億 5,180 万円の赤字、平成 29 年度は 8,436 万円の赤字、平成 30 年度は 7,565 万円の赤字で、3 年間の総額は 3 億 1,181 万円となっています。令和元年度は、一般会計では財政調整基金を 1 億 9,300 万円取り崩すこととした通常編成された当初予算を引き継いだところですが、昨年 5 月以降収支改善を最優先課題に掲げ、職員とともに本町の厳しい財政状況を共有し、収支改善に取り組んできたところです。その決算では、実質単年度収支は 667 万円の赤字でしたが、対前年 6,898 万円の収支改善がなされ、赤字額を減少させたところであり、こうした取組が基金減のない財政運営に結びつくものと認識しており、継続して収支改善を図っていく所存であります。

次に、今後の見通しについてですが、新型コロナウイルス感染症という困難な事態が発生し、地方、国を問わず税収の減少や財政出動などにより後年度の地方の財政運営に様々な影響が懸念されております。こうした状況から、明確に申し上げることは難しい状況ですが、町といたしましては第 5 次行政改革と行革に位置づけのない項目も含め収支改善に取り組み、健全な行財政運営を実現していく所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 6 番、真鍋盛男君。

○6 番（真鍋盛男君） なかなか厳しい状況の中、町長の指導の下、経費節減に努めた結果が前年度決算にも現れているものと思われま。ただし、まだまだ経費節減に努めていかなければ黒字化にもならないし、赤字解消にもつながっていかないと思いますけれども、職員一同頑張っても経費節減には限度があると思います。ぼちぼち限度が来ているのかなという思いも持っています、私個人的には。それで、自主財源の確保という観点から、町有林結構な面積あるのですけれども、町有林がこの自主財源につながるような運用ができないかを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 町有林の財源確保という部分でご答弁申し上げます。

町有林の管理は、森林環境保全整備事業の実施計画に基づき、森林の有する水源涵養、山地災害防止などの公益的機能や木材生産による経済効果の高度発揮を図るために行われているものであります。森林資源の有効活用に関しては、現状を把握した上で計画的に伐採を推進していくことが必要だと考えられます。適切な伐期を迎えた町有林の伐採は、収益につながるものでありますが、伐採後の維持管理などの経費も長期間要してくるものです。費用対効果を勘案の上、今後取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 費用対効果を考えて計画的に実施していきたいということですが、現状の考えとしては自主財源の足しになることにつながるかどうかという判断をお聞きしたいです。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 現状の森林の状況、どこを切れば幾らになるかとかという、そういう部分につきましてはこれから調査をしなければ分からない部分もございます、そのような調査等を踏まえて判断していきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 木材価格もそんなに高いというわけではなく、現状、皆伐すると植林して、そして苗木の小さいうちは下草刈り等々の面倒も見なければいけないというのは承知しておりますし、その件に関しては民間なんかには98%の補助率の補助事業がありますけれども、町有林、町有財産に対しては68%の補助しかないということで、民間がやっている皆伐して植林をして育成に下草刈りをやってという中で木材販売価格が高めに売ればそれなりに手元に残るという販売状況を把握しておりますし、木材価格が安い場合はほとんど手元に残らないという、栽植して管理するという状況の中で下手したら手出しになるような状況もあるという話も聞いておりますので、町の財産としての町有林に対しては皆伐して栽植して手入れしてまた山を育成していくということに関してはかなり厳しい状況にあるのかなと思います。ただ、この町財政運営の中でもいろいろな調査研究をやって幾らかでも町財政に寄与できるような状況に持っていけるのであれば、計画的にそれを実行していただきたいということと、あと先日の全員協議会で生ごみ堆肥の製造は当面継続するというお話でしたが、その中で生ごみの堆肥化をやめると130万円程度の経費が浮くという説明だったと思いますけれども、記憶違っていたらごめんなさい。でも、その130万円という金額も決して財政運営の中では大きい数字ではないのですけれども、ちびちび、ちびちびと経費節減という部分で考えていくと決して小さい金額でもないし、これから確実に基金減のない町財政運営をやっていく部分では今コミュニティタクシーを代表とする住民サービスの利用料なんかにも多少住民の負担増を求めていかなければいけない状況もあるのかなと思いますけれども、そこら辺の見解を説明をお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 生ごみ堆肥の製造に関しまして継続するか否かという部

分に関しましては、町の生ごみの分別収集とも大きく関係してくる部分でございますけれども、先ほどおっしゃられた130万円の経費という部分に関しましてはあくまでも搬入してきた生ごみを堆肥を作るピットの中で切り返す作業を単純に時間から割り出した数字でありますけれども、確かにその分生ごみを搬入しないことによって計算上はかからなくなるという部分ではありますけれども、ただ生ごみの分別収集をやめるということ自体が前提の話でありますので、その辺は全体事業、堆肥センターだけではなくて、廃棄物処理の部分も含めて全体的に検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

それと、もう一点、その前段でございました森林の伐採に関しましては、真鍋議員のおっしゃったとおり計画的な管理、そして伐採が可能であれば、それを積極的にやっていくような形で今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 質問がちょっと多岐にわたっていたと思うので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

健全な財政運営を展開する上で今我々は、一つ一つの事務事業を行うに当たって例えば国庫補助事業の活用ですとか、効果的にそういうものを活用して自主財源というか、歳入予算を安定的に確保しようと、一般財源の充当をできる限り抑えていこうというような取組を粛々とやりながら収支の均衡を図っていこうというふうに考えてございます。そうした中では、議員のおっしゃるとおり町有林一つを見ても計画的に森林整備をして財産売払収入を確保していくとか、そういう取組は町が保有している財産を有効に活用するという手法の一つではやはりやっていかなければならないことではあるなど。ただ、森林整備については、先ほどおっしゃられたように民有林に比べて町有林は国からの補助制度が若干低いとは言えませんが、ちょっと違っていますので、そういったところで売払いの財源だとか、その後にかかる維持経費だとか、木材のそのときの価格ですとか、いろんな要素を考えながらやらなければならないと思っておりますけれども、町としては将来にわたって持続的に森林資源は、地域の自然を、豊かな水ですとか、そういうものを確保する上でも森林というのはやっぱり大事な資源だと思っておりますので、資源構成とか環境を考慮しながら計画的に除間伐ですとか、造林ですとか、そういう森林整備を森林組合とかと連携しながら、一気に進みませんと思っておりますけれども、推進してまいりたいと思っております。

それから、ほかの面で収支の確保が大事だという視点だと思うのですが、町が抱えている利用施設の運営なんかについてもやはり費用対効果を考えて、一気にフルコストまで料金を上げるだとかというのは行政サービスの低下につながりますから、なかなかできないと思っておりますけれども、収支改善につながるようなことを住民の理解も得ながら取り組んでいけたらいいのかなというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 先ほど挙げたように、コミュニティータクシーの場合なんかでも利用料金というのは始まる時にはちょっと安過ぎないかいと言った私の経緯もありますが、利用者の所得状態を見ながら利用料金に段階をつけるとかという方法もあると思います。やっぱり幾ら行政でもない袖は振れないということになります。だから、ある程度の利用料金の負担も求めながら、行政側も先ほど先輩議員も言っていましたけれども、人件費の削減等々もしながら、できる限り、住民の理解を得ていくような財政削減の道を探っていただきたいなと思います。

以上、これで質問終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 森林の町有財産の活用も含めて、収支改善に向けて少しでも活用したらいいのではないかとということですか、そのほかに利用料金をどのようにしていくかと、その辺の検討も図っていくべきではないかと、このような貴重なご意見であったというふうに思っております。我々も行革では明確に個別には位置づけていないところですが、利用料金の負担の在り方というか、見直しについては昨年度から検討課題として持っているところでありますけれども、今こうした現下のコロナ禍において負担というのをまたお願いするのは非常にやりづらいところではあるのですけれども、そうした健全な財政運営のためにあるべき姿というものを検討していかなければならないという課題意識は十分持っております。課題として捉えて今後検討していきたいと、このように思っているところであります。

令和元年度につきましては、総括的な立場でお答えをさせていただきますと、歳出の削減と先ほど副町長が話されていたとおり有効な財源を活用しながら、工夫と改善をしながら収入の確保、そして歳出削減を図ると、そういうように行ってきたところであります。まだまだ道半ばではありますけれども、少しずつ効果が出てきているのではないかとこのように思っているところであります。財政運営については、今回のコロナもそうですけれども、様々な中で運営をしていかなければならないということで非常に難しいかじ取り役だというふうに思っておりますが、私どもがいつも心がけているのは予算の執行管理というものを適切にしていくということかなと思っております。当初予算、補正もそうですけれども、歳入として見込んだものについては、一般財源以外のものですね、については適切に確保できているか、補正が必要になった場合についても特定の財源、ほかの財源がないのかということ常日頃から検討してもらって日頃から限られた財源、一般財源の支出を抑えていくということに取り組んできたところであります。これからも歳出削減と国や北海道等の施策を創意工夫して活用を図るなど財源の確保を図って収支改善に取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと、このように思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 続いて、2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、町長の政策公約の推進状況について質問をいたします。

町長就任の際掲げられた政策公約について、任期1期目の折り返しを目前にして現時点での具現化推進状況とその評価、課題及び今後の取組等について伺います。

1つ目は、基金減のない財政運営についてです。町長は、基金を減らさない財政運営を早急に実現するため第5次行政改革の推進に加え、事務事業の評価、見直しの仕組みの再構築や種々の財源確保施策により令和2年度末での収支バランス均衡を目標に取り組みとの考えを示されておりますが、現状での評価と見通しについて伺います。

2つ目は、農業と観光が元気なまちづくりについて。農業に関しては、後継者、担い手不足の課題解決が喫緊の課題であるとの認識から、担い手センターの機能強化や関係機関との連携を図り、具体的な施策展開やそのための組織体制整備を進めるとされておりましたが、取組の現状について伺います。

観光に関しては、北海道遺産の雪合戦、ユネスコ世界ジオパーク、シードル、ワイン造り、道の駅の販売促進ほか、様々な地域資源を活用して魅力ある観光地づくりを進めたいとされておりました。しかし、現況のコロナ禍にあって観光関連事業者は先の見えない不安と焦燥感に駆られているのが現状であります。現時点での行政対応にも限りがあると思われませんが、ポストコロナを見据えた本町の今後の観光振興の取組について伺います。

火山との共生、地域の特性を生かしたまちづくりについて。将来の有珠山噴火災害を念頭に置き、具体的で実践的な避難計画を策定し、必要とされる備品類の整備や関係機関との協定の締結などを行い、また自助、共助の精神を高めるため自主防災組織の組織化の推奨を図る考えを示されておりましたが、その進捗状況について伺います。

地域の特色あるまちづくりについてであります。壮瞥温泉、昭和新山地区について本町観光の拠点であり、既存の観光事業者の経営基盤の安定に向けた取組と立地を予定している企業等との調整とともに、平成28年度に策定した昭和新山観光活性化基礎調査などに基づく取組の必要性を示されておりましたが、取組の現状、課題等について伺います。

4点目、子育て支援、若者が定住するまちづくりについて。子育て世代に移住先として選択される町を目指すとして、本町独自の子育て支援策を展開する基本理念を明記した子ども・子育て支援条例を制定され、財源確保に努めながら支援施策の制度化を推進していく考えを示されておりましたが、施策検討等の現状について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の基金減のない財政運営についてですが、特定目的基金を含めた令和元年度末の基金残高は平成27年度末との比較で3億8,000万円減の16億9,350万円となっております。財政調整基金の残高は、平成28年度末5億4,821万円で前年から1億2,329万円の減でしたが、令和元年度末につきましては3億4,939万円で対前年4,137万円の減となっており、減少額は年々改善の傾向にあります。各年度の実質的な財政収支を把握するための指標である実質単年度収支は、平成28年度1億5,180万円の赤字、平成29年度は8,436

万円の赤字、平成 30 年度は 7,565 万円の赤字で、3 年間の赤字額の総額は 3 億 1,181 万円となっておりますが、令和元年度につきましては職員一人一人が収支改善に取り組んだ結果、実質単年度収支の赤字額は 667 万円に対前年 6,898 万円の収支改善がなされたところであり、新型コロナウイルス感染症の蔓延が長期化し、先の見通しが難しい状況ではございますが、こうした取組を継続し、基金減のない健全な財政運営に取り組んでいく所存であります。

次に、2 点目の農業と観光が元気なまちづくりについてですが、まず農業については平成 29 年 3 月にまとめた将来の壮瞥町農業についてのアンケート調査では 71%の農家世帯が後継者がいないとの回答がある中、本町農業、農村が将来にわたって持続的に発展するためには新たな担い手の就農を促進するとともに、意欲と能力のある多様な経営体を育成、確保していくことが重要と考えております。町としましては、担い手の育成、確保に関する施策を総合的、効果的に推進するため、町の担い手育成センターを所管する産業振興課と農業委員会事務局の体制強化を図るとともに、当該センターがより実効性のある取組を展開できるよう構成団体の整備を図るなど、その機能強化を進めてきたところであります。令和 2 年度においては、こうした体制の下、これまでの施策に加え、道立農業大学校の在校生を対象とした進路相談会のキャリアサポートに農業法人と参加するなど関係機関と連携した取組を実施するとともに、将来の農業経営の体質強化に向けて農業者団体と連携して農業 ICT 研修会を開催するなど担い手の育成、確保に向けた新たな取組を町内外に発信しながら展開しているところであります。また、地域おこし協力隊を 2 名採用し、農業や農産加工品等のコーディネーター役として機動的な活動を展開するほか、町職員が農閑期に認定農業者を戸別に訪問し、今後の農業経営の改善に必要な取組等についての意向把握や情報交換を始めているところであります。こうした中、本年度は町内で就農を目指す方が就農に向けた研修を開始するとともに、今後就農を希望する方の具体的な相談も相次いで取り扱っているところであり、新型コロナウイルス禍の田舎志向もあるためか、就農相談は着実に増加しており、取組の成果が少しずつ現れてきているものと認識しております。いずれにいたしましても、担い手の育成、確保に当たっては就農相談から研修、実習の受け入れはもとより、後継者を含めた就農後の技術や経営管理についての研修、雇用就農後の研修やキャリア支援など体型的で一貫した支援体制が重要でありますので、今後とも農業者をはじめ関係者の皆様の理解を得ながら、国や道の施策も効果的に活用し、次代の壮瞥町農業を牽引する経営感覚に優れた担い手の育成、確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、ポストコロナを見据えた観光振興についてですが、新型コロナウイルス感染症の長期化は外国人団体観光客の比率が高い地域や施設を中心に甚大な影響を及ぼしており、国の方針同様、その対策として短期的には経営の持続化に向けた支援などを行っております。ポストコロナを見据えた観光振興につきましては、本町の自然環境を生かしたユネスコ世界ジオパークや総合計画の位置づけにもあるとおり既存の公共施設等の潜在的な魅力

を発掘し、アウトドアや情報発信、PR活動によるさらなる誘客と道の駅の販売力強化などが有効と考えております。また、本町のリンゴやブドウを原料としたシードル、ワイン造りの取組や豊富な食材を生かした新たな食の開発といった魅力づくりを推進するとともに、既に町内全域に整備されている高速通信（光ファイバー）環境を生かしたサテライトオフィスの誘致、ワーケーションや関係人口といった新たな視点も加え、観光スタイルの量から質への転換や滞在期間を延ばしていくために必要な施策の検討と実践が重要と考えております。町といたしましては、短期的、長期的な視点から誘客を図るために必要な施策と事業を展開するとともに、ポストコロナを見据えた振興策について引き続き関係団体等と連携し、推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の火山との共生と地域の特性を生かすまちづくりについてですが、具体的で実践的な避難計画については有珠山火山防災協議会で策定する有珠山火山避難計画、本町独自で策定する有珠山火山避難マニュアルのいずれについても素案策定までの作業をおおむね終えており、今後所定の手続を経て本年度内には完成させる予定でおります。防災協定については、関係計画等の検討を通じてより必要性が高い協定先を抽出整理したところであり、今後速やかに協定締結に向けた協議に着手する予定でおります。なお、自主防災組織については、具体的な取組はまだ行っておりませんが、次年度以降に本年度策定の関係計画等に基づく他の防災普及啓発事業と一体的に展開していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、既存の観光事業者の経営基盤の安定に向けた取組につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として交付金を創意工夫の下、活用し、経営の持続化支援、地域経済を活性する施策としてビジット昭和金山キャンペーンやプレミアム商品券の発行などを実施しているところでございます。立地を予定している企業等との調整につきましては、立地環境の整備に必要な温泉源開発への支援や水道供給など事業者の整備計画に基づき協議を行っているところであります。また、昭和金山地区の活性化については、平成12年の有珠山噴火後当時の昭和金山温泉観光協会が中心となり、構想案がまとめられましたが、具体的な展開には至らず、町では平成27年度町総合戦略で位置づけし、委託調査において課題と今後の進め方を報告書にまとめたところです。この報告書では、具体的な事業展開には官民連携による協議、検討により活性化計画の策定と遂行を図ることが必要とまとめられております。町では、報告書で整理された課題と方向性を基本に推進に向けた環境づくりを関係者等と協議をしており、コロナ禍ではありますが、一步一步環境を整え、着実に取り組んでいく考えであります。

次に、4点目の子育て支援、若者が定住するまちづくりについてですが、町では次代を担う子供たちの健やかな成長を支え、若い世代が定住するまちづくりの基本理念として本年4月に壮瞥町子ども・子育て支援条例を制定し、子育て支援施策を計画的に推進することとしています。この理念を踏まえ、昨年度策定した第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画に位置づけた中学生フィンランド国派遣事業については、令和3年度以降も制度を

見直し、継続する方針としたほか、現在教育関係者や保護者代表等を構成員とする壮瞥町子ども・子育て会議を中心に今後展開する施策について議論を行っているところであります。具体的には、多様化する子育て支援ニーズに対応できるよう、国が推奨する子育て世代包括支援センターの設置により妊娠期から子育て期にわたるまでワンストップ窓口で相談や支援ができる体制づくりをはじめ、若い世代が安心して子育てできるよう施策を検討しているところであります。町といたしましては、今後とも子ども・子育て会議のご意見や保護者の皆様のニーズ等を参考に町財政の収支改善に取り組みながら、国や道の施策を効果的に活用し、必要な事業を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、政策推進に関する取組の現状と今後についてご質問に沿ってご答弁申し上げました。本町は、課題が山積する中、現在新型コロナウイルス感染症というこれまで経験したことのない難局に直面しております。町民の皆様の安全で安心な暮らしを守ることを最優先にしながら、皆様のご理解の下、第5次まちづくり総合計画や諸計画に位置づけた施策を計画的に推進し、「笑顔あふれる元気なまち そうべつ」をつくっていく所存でございますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） それでは、質問を進めてまいりたいと思いますが、まず基金減のない財政運営、同僚議員からも質問がございました。令和元年度の決算状況、ここで再度言うまでもなく、実質収支が1億3,258万7,000円の黒字、それで前年度分を引いた単年度分収支で3,469万円の黒字、それに基金繰入金、それから積立金を相殺しました実質単年度収支が667万4,000円の赤字と。ただ、これは答弁にもございました。大幅に改善されておまして、平成29年度は8,436万2,000円の赤字、平成30年度は7,565万2,000円の赤字でありますから、大幅な改善であります。監査委員さんの報告書にもそのように載っております。まさにそのとおりであります。そういった財政状況の改善の原因は何だというふうに興味を持つわけでありませうけれども、その答弁の中に出てくるのが職員一人一人が収支改善に取り組んだと、言わば精神論みたいのところしか伝わらないのでありまして、では具体的にどこをどう改善したのだろうかということに興味、関心が湧くわけでありませう。同様に、決算審査の折にも大幅な改善の要因の質問がありましたが、担当課長の答弁で地方交付税も令和元年度についてですけれども、おおむね予定どおり交付され、事務事業も比較的健全に執行される等、様々な要因による結果である、その様々な要因は一体何だと、またこれに関心を持つわけでありませう、いずれにしても職員一人一人がコスト意識を持つということはそのとおりだと思いますし、理解もしますが、具体的にどこをどう改善したのだというのが残るわけですね。その辺をもう少しつまびらかにお答えいただければ、ありがたいというふうに思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 様々な要因があつてということでありまして、私は就任以来本町では町民生活とか地域経済に影響を及ぼさない範囲で徹底した経費の削減を図っていきたいということを申し上げておりますので、行革の位置づけ等に基づいて、それと今までサービスとしてあるものについては極力そのサービスを維持しながら、一方で収支改善を図っていくということを基本に据えながら、職員の皆さんに意識を持ってもらって取り組んできたところであります。個別の事業について、この事業がこういうふうになったからということとはなかなか申し上げられないところではありますが、そうした積み重ねであるということと、財政のほうに頑張ってもらって平成 21 年から一般財源の投下額が分かるような資料を各事業ごとに作ってもらって、それで個別に評価をしてもらおうという作業も昨年度の今頃というより前に予算編成方針とともに配付をし、1件1件それぞれが見直していただいたということが1つあると思います。

それとともに、先ほどの議員さんの質問への答えでもありましたけれども、収入の確保を図っていくということでふるさと応援寄附金についてもサイトを1つ入り口を増やしたということも功を奏して3,000万ベースであったものが4,500万円に寄附金が増えているですとか、あと北海道ですとか胆振総合振興局のほうにご相談を申し上げて町の取組状況を理解していただくなど収入の確保に向けた様々な取組をしております。実際私も担当者の方と一緒に町の収支の状況、そして取組の現状などを説明をしてきたところであります、そうしたものの積み重ねからこのような結果になったのではないかと、このように思っております。

個別具体にはなかなか申し上げられないところもありますが、このような取組の成果が少しずつではありますけれども、出てきたのが元年度かなと思っておりますが、元年度については2月以降新型コロナウイルスの感染症の拡大というか、兆しが出てきておりました、入湯税が少しその月が減っているですとか、予定した予算額に対してマイナスの面もあつて、そういったことが改善されていけばもう少し収支改善ができたのではないかなと、このような分析もしているところですが、いずれにいたしましても先ほども申し上げましたとおり予算の執行管理を適切にしていくということと、自主財源の投下についてはなるべくほかの財源が替えられるものがあるのであれば国、道の制度を活用していくと、そうしたことをこれからも続けていきたいと、このように思っております。個別具体の案件をお尋ねだったかもしれませんが、なかなかそれはお答えできないところもありますけれども、そうした積み重ねの成果が少し現れたのではないかと私自身思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、詳細な個別具体の事業の中身まではという、それほどの大それたこと考えているわけでも何でもないので、こういう傾向でこうなったというぐらゐのことは理解したいと、こういうことで質問させてもらっているわけでありまして、

行政改革の中間評価と見直しを全員協議会の場で行われました。先月でした。その際にも計画があって中間の報告があって、このように進んでいますよ、ないしは止まっていますよ、あるいは予想以上に効果がありましたよ、そこで注目したのが歳出削減効果としての需用費の大幅減、これが挙げられていたのです。活字も載っていました。だから、その需用費というのはどれだけ影響するのだろうということを興味、関心を持ったわけですがけれども、失礼、ここでさきに議長にも許可いただきましたけれども、分かりやすくするために資料を配付したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 資料と申しまして需用費の内訳の経年推移ということでございまして、私ども予算書見ましても、需用費というのは款項目節の節に書いてあるところがありますが、その節の中身というのは細節といいますけれども、説明と書いた摘要欄みたいのところ、あそこに書いたこれらの集計ということなのです。一つ一つ拾うのに結構大変だったのでありますが、といいますか、大変だったので、優秀な議会事務局の力を相当借りて作成したわけではありますが、このように推移していると、一つ一つ説明しませんが、大まかなところで分かりやすいところで消耗品費で申しますと、平成27年が3,184万4,000円であったのが令和元年度2,662万9,000円、これは下がっています。食糧費も49万3,000円から25万4,000円、分かりやすい、燃料費については横ばい、ちょっと違うところありますけれども、印刷費も横ばい、光熱費もほぼ変わらない、修繕料が29年度突出していますけれども、それほど、前回も話題になりましたけれども、賄い材料費、保育所の食材費だろうと、これが下がるのはいかななものかというご意見もあったようでございますけれども、こんな感じで下がっていると。全体的な流れとしては、削減されていくのだろうというふうにとれるかもしれませんが、努力をしても、例えば平成29年度、30年度の燃料費見てください。突出しています。ご承知のように、重油、灯油、ガソリンが高騰した年です。そのときに政策として福祉灯油なんかもやりましたけれども、このように需用費も上がると。要するに外的要因で上がらざるを得ないと、それに対応せざるを得ないと、こういう状況も十分あるということなのです。

ついでに、平成29年度の修繕料見てください。突出しています。これお分かりですか、なぜかというのは。あまりぴんときませんか。平成29年4月に爆弾低気圧、暴風雨が大暴れしたのです、この地域を。農家のハウスですとかリンゴも倒れましたけれども、たしか山美湖の屋根も飛びました。あと、住宅の小屋ですとか倉庫とか、私の長日園の厨房の屋根も吹っ飛びましたけれども、そんなことでこの年は災害復旧費だけで1億5,500万の補

正しているのです。それだけ1億5,500万の補正があって一般財源が6,800万、そして需用費だけでも1,952万9,000円災害復旧で出ているのです。8,300万と突出しています。

何が言いたいかという、自助努力、それは当然当たり前のことといたしますか、大切なことではありますが、外的要因で大きく左右されることもあるのだと。特に自治体の場合こういう対応しなければいけない、おのずと膨らんできてご承知のように平成29年度は財政調整基金1億円超える三角になっています。それがもろもろ影響しているということも我々理解する必要があるだろうということで資料を作った次第でございまして、すみません、お耳を拝借しましたが、そこで基金を減らさない財政運営に戻りますが、先ほど言ったように財政調整基金が令和元年度末で4,100万減って3億4,939万1,000円、現在ですね、今言ったように平成29年度は1億168万5,000円削減された、年度末で4億4,652万4,000円なのです。

また、こちらの表に戻りまして、平成27年、需用費でこれだけでずっと書いていますけれども、この年、財政調整基金は7,000万積んでいるのです。プラスで積んでいるのです。そういった財政運営はなぜ、一番大きな原因は僕は地方交付税の影響であろうと思います。ちなみに、平成27年、地方交付税交付額は19億1,500万、令和元年に至っては17億1,700万、2億違うのです。ですから、こういう状況で財政運営せざるを得ないということを変だなどという思いで今感じ入っているわけでありまして、その中で一応町長選挙公約として基金を減らさない財政運営掲げられましたけれども、本当に厳しい中でやらざるを得ないと。だからこそ、どこをどう改善されたのかというのを注目、関心を持ったわけでありまして、そういうふうに理解いただきたい。

令和元年度、ある程度うまい具合に進んでいって年度当初予算を組まれました。その際も財政調整基金繰入金は9,900万、年度当初予算ですけども……ごめん、令和2年だね、9,900万、前の年が1億9,300万でしたから、そういった改善した上での予算組みもされて進んだのだけれども、そのときも質問させてもらって、これ嫌みという意味ではないのです。外的要因として挙げられるのが、地方交付税が2,300万プラス見えています。それから、固定資産税、新しいホテルができました、3,100万円。そして、入湯税アップと増収、風呂が大きくなって、それで2,200万、そして一番大きいのが公債費4,500万の減、これはまちづくり交付金事業の元利償還がなくなるということの効果で4,500万、合わせると1億2,100万円あったわけです。そういったある意味環境としてはいい環境の中でスタートされたというふうに思うのでありますが、ここに来てコロナです、年度当初から。ですから、努力してもなお外的要因に影響を余儀なくされて進まなければいけないと。本当に大変だろうと思うのでありますが、あえて聞きます。今年度は、財政調整基金、今のところ当初予算9,900万の繰入れ予定でありましたけれども、令和元年度の決算が終わりましたから、積立てに幾らでしたか、1億3,200万か、財政調整基金積立てがありましたけれども、繰入れが1億3,300万になっていると考えますと、この先財調の行方はどうなるのかということで大変質問しづらいわけでありましてけれども、このような状況であります

れども、令和2年度末の財調の行方はどうなるかということをお伺いしたいと、
こういうことでございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今年度の財政調整基金の見通しについてですけれども、今議員おっしゃったとおり現時
点で財政調整基金からの繰入れが1億3,300万で、昨年度令和元年度からの繰越しが1億
3,200万で、それが積立金として予算としてなっておりますけれども、去年の12月定例会
前までの状況と今、今年度の12月定例会前までの状況を比較しますと、では令和元年度は
というと財政調整基金繰入金1億8,400万円ほど12月の時点で予算上ありました。そ
して、財調の積立金、平成30年度からの繰越しで積み立てる分が9,700万ほどありまし
た。そして、さらに財政調整基金の取崩しに関係する部分としては、普通交付税の留保分
がまだ12月の時点では6,000万ちょっとありましたので、令和元年度の12月時点では財
政調整基金の取崩しが見込みで2,500万円ほどの取崩しをしなければならないという状況
でした。ただ、今年度につきましては、先ほどの繰入れと積立で大体同じぐらいなので
すけれども、さらに普通交付税の留保分が同じぐらい6,190万まだありますので、これを
合わせますと今現時点での財政調整基金の取崩しあるかということ、取崩しはなくて、逆に
6,100万円積めるような状況になっておりますので、今後の状況にもよりますけれども、
これから冬も来ますし、災害もあるかもしれませんし、コロナも長期化するかもしれませ
んの、分かりませんが、去年と比較すると約8,000万ぐらいは状況はいいのでは
ないかなというふうに担当としては見ております。

それと、今災害とかコロナのこと言いましたけれども、税収の減が今の時点で大体3,000
万ぐらい予算よりは落ちるのではないかなというふうにも見込んでおりますので、そうい
ったもろもろの要因があってさらに悪くなる可能性はありますけれども、12月時点、今現
時点では予算上はこういう状況であるということをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） もっと恐ろしい話が聞けるのかと思って、そういう意味ではほっ
としましたけれども、コロナ禍におけるといいますか、コロナ対策費、本当に知恵とい
いますか、絞るだけ絞って捻出されたのでしょうか、非常にこれも先ほどの外的要因による
大きな影響でありますけれども、需用費にこだわるわけではありませんけれども、需用費の
増減が大きいというのを耳にしたものですから、ではコロナの緊急対策費でどれだけ出た
のかということで集めましたら6,898万円、これ衛生対策費、経済対策費で6,412万円、
1,331万も需用費が膨らんでいくと。本当に予期せぬことで、ないしは外的要因で自助努
力を駄目にはしませんけれども、自助努力をしてもそういったものに左右される、本当に
厳しいのだろうと。ただ、今お話があったように、財政調整基金が税収の削減あるにして
もそんなに大きく減ることはない、もしかしたらプラスになる可能性もあるというお話な

ので、ほっとしたところではありますが、戻りますけれども、コロナに影響されないだろうという時点での話でございますから、町長の行政執行方針、この3月、そして私も質問させてもらったのですが、その方針で第5次行革推進に加えて、答弁でもございましたし、先ほどちらりとお話しされました。事業別決算額の経年推移資料などを作成して支出傾向の把握をし、事業評価を行い、予算編成を行ってきたという話だったと思うのですけれども、その辺を先ほども話しされておりましたけれども、もう少し詳しく分かりやすくお話しただければありがたいのです。どんなものなのかということだけで結構です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

予算編成ですとか、執行管理に当たって事業別予算の10年間の推移表を作成しということで、その詳細についてのたしかお尋ねであったと、このように思っておりますけれども、やはりここ近年に至って交付税の減ということも要因とは思いますが、収入に見合った財政支出なのかどうかということ、職員の皆さん一人一人が所管している事業があるわけであって、それを10年前に振り返っていただいて今どうして膨らんでいるもの、減っているものの中にはあります。そのような要因をまず分析をしていただくということで意識を高めていただくことが大切かなと思って、財政のほうに昨年作ってもらって、今年も作って予算編成時に配付をしていたと思っております。そうした作業を含めて一般財源の充当額の把握をしながら、ほかに活用できる財源がないのかということも含めて検討しながら予算編成作業を行ったということでありまして、昨年度の予算査定、令和2年度に当たっての予算編成については比較的近年に比べたら余裕があってスタートしたのではないかという質問の中身でもありましたけれども、極力先ほどの方針のとおりサービスを提供しながら、一方で削減できるもの、活用できるものという方針の下で出された予算要求書をまとめてみますと、収支の財源ではやはり2億足りない状況から始まっていったということでありまして、そうした状況であって、予算査定の前、決して楽なスタートではなかったというふうに思っているところでありますので、そこはご理解をいただければありがたいなと思っております。

それと、令和2年度の収支について均衡を図りたいと、これは目標として掲げさせていただいたところでありまして、その背景にありますのは今日の一般質問のやり取りの中でも、質疑の中でも交わさせていただいた中にもありましたけれども、今後望ましい社会資本整備を図っていくためには収支の均衡を図りながらやっていかなければいけないと、こういうこともやっぱりやっていきたいと、そういう思いで、そのためにはこういう平成28

年度からの状況というのはいろんな要因があると思っていますけれども、改善をしていく努力をしていかなければいけないということで掲げさせていただいたところであります。それにつきましては、結果がどういうふうになるかあまり僕は楽観視しておりませんけれども、職員の皆さんと力を合わせて取組をしながら、また住民の皆さんのご協力、ご理解いただくところはいただかなければいけない場面も出てくるかもしれませんけれども、目標として掲げて取り組んでまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解をいたしました。まさに今お話しいただいたことが、入るを量りていずるを制すという四書五経に書かれている話を以前にも実はさせてもらったのですが、これ二宮尊徳が使い、後年度稲盛和夫さんがJALの再建で呼ばれたときに職員を前にしてお話をし、中身は今町長が話したとおりでございまして、実はこの文章を久しぶりに見たのが壮警町行政改革大綱のワンフレーズに書いてあったわけでありまして。そういった精神でぜひ今後も進めていっていただきたいし、そういった精神で行革計画がつけられたのだろうというふうにも理解していますし、さらに田鍋町長のリーダーシップの下、実効性のある収支、削減ばかり言いますとなんなので、その先が何だと、今ちょっと触れましたけれども、私の後のほうの質問にも関係するのですけれども、町の将来に必要な政策実現するためにお金を用意しなければいけないと。ですから、入るを量らないと、量って整理しておかないと出るをコントロールできませんということでありまして、その事業をつくるためにこれを今頑張ると、そういった精神で努力いただきたい。すみません、上から目線で。

次に、農業と観光が元気なまちづくりについて質問を移ってまいりたいと存じます。担い手不足、それから確保のための問題解決として答弁にもございました。それから、令和2年度の町政執行方針にも大きくうたわれていたところであります。今回の答弁にも担い手確保を総合的、効果的に進めるため産業振興課と農業委員会事務局体制を強化したと、こういう発言がございました。それから、担い手育成センターの実効性ある取組のため構成団体整備を行った、これはたしか農協、役場、それから普及センターなどに加えて指導農業士会、あるいは壮警高校、農業委員会なども加えてということの説明が3月にあったと思うのですけれども、併せて質問いたしますが、課を統合と言いませんね、農業委員会と産業振興課の事務局体制の強化というのはどういった具体的なことなのか、分かりやすくお話しいただきたいのと、担い手育成センターの構成メンバーの強化というのか、拡大というのか、多面的な意見をいただくためなのか、そういったことをした上でたしか道立農業大学のキャリアサポートに参加するみたいなことにつながったと思うのですけれども、その辺の経緯も併せてお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

農業担い手センターにおきましては、新規就農の相談窓口ですとか、就農研修に関わる各種関係機関との連携による事務手続等々ございますけれども、その中で担い手プロジェクト会議というのを設置して活性化を図るためいろいろ活動してまいったわけですが、今回今年度令和2年度に関しましては先ほどおっしゃられたように農大のキャリアサポートに参加して進路、これから卒業しようという学生さんに選択肢の一つとして壮瞥町をアピールしてまいりました。また、例年進路フェアというものには参加したりもしていたのですが、道の主催する今年コロナの関係もありましてオンライントークイベントというのがございまして、そちらのほうにも参加させていただいて、職員と町内の農業者の方が参加していろいろ農業について語っていただいたという部分があります。その担い手プロジェクト会議をさらに進化させたような形で農業ICT協議会というのを設置いたしまして、高校生も参加していただいた研修会で将来の担い手に最先端の農業技術などを紹介したりしたというところでございます。

農業委員会さんと産業振興課の連携の強化という部分に関しましては、各種新規就農の次には今度就農したときに、ではどこで農業やろうかと、場所だとか、また例えば醸造用のブドウを栽培している会社が新たに試験圃場を拡大したいというような相談があった場合に、ではどこに拡大していくようなことがいいたろうかということ連携を密にしながら、相談しながら取り組んできたというような経緯がございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） すみません。少し補足させていただきます。

まず、産業振興課と農業委員会の体制の強化についてなのですが、従前は農業委員会の事務局長というのは産業振興課長が兼務していたのですが、今年度から単独で農業委員会の事務局長という形で1人専任させております。それから、産業振興課自体の職員も増員を図って産業振興をできるような体制を組んだということでございます。

それから、地域担い手育成センターのことなのですが、これよく聞いていて分かるような分からないようなことが多いと思うのですが、地域担い手センターというのは市町村役場とか農業委員会とか農業協同組合の実はいずれかに置かれている地域の担い手の育成に関する総合的な推進機関だという位置づけで全道に大体配置されていまして、171あるのかな、大体どこの町村にもあるのですが、うちのように町村に窓口を持っているところ、農協に窓口を持っているところ、農業委員会に持っているところと様々ですが、町村にはほぼほぼ1つずつあるという形です。壮瞥の場合は、先ほど言っていた担い手プロジェクトがそれに代わるような感じで動いていたのでしょうけれども、この位置づけが不明確だったので、そこをまず明確に担い手センターに位置づけまして、壮瞥には担い手センターは役場に置いてこういう組織だということで再編したというのが正解の言い方かもしれませんが、町と農業委員会、農協、これまでそういうのが母体だったので、担い手を育てている壮瞥高校を加えまして、それから指導農業

士さんも入っていただいて、それから農業法人の方も入ってもらって、今まではなかったのですけれども、オロフレの地熱利用組合も入ってもらうという形で組織体制を再編させていただいたという、こういう体制の下で先ほど来課長もおっしゃっていましたが、新たな取組とか、農大との連携だとか、そういうものをそこが中心となって、そして農家ともうまく有機的に結びつけるような形を取りながら担い手育成対策を進め始めているというようなことになろうかと思えます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 今年の3月、予算のときもこの件、一般質問ではないかもしれませんが、やり取りしておりまして、担い手センターの構成メンバーというか、それを増やす、強化するというのも聞いていますし、各市町村にあるのだということも僕調べて分かりましたし、その上で何をするのかということで進路相談の新たに具体的な農業大学に足を運ぶですとか、そんな話も聞いて、要は役場庁内の組織が多少変わったというのは見たら分かるので、そんなところだろうと思ったのです。問題は、やった上で、ごめんなさい、質問悪かったかもしれぬけれども、どういった評価を下しているのかということ、自ら今年の動きで。

それと、ICT研修も僕行きませんでしたけれども、参加した学生さんですとか、あるいはキャリアサポートの際に相手方となった農業大学校の学生の反応ですとか、その辺もお伺いしたかったと、本当はむしろそれが聞きたかったということだったのです、質問。ごめんなさい。

それから、オロフレの話が出ていましたけれども、3月の時点の質問の中で具体的な就農研修でオロフレの名前を言ってその場所を使ってやりたいという話も副町長おっしゃっていたのです。そのメンバーが担い手センター、そのメンバーに入っていくということは、やはりそちらを使った実体研修もいずれ行っていきたいという考えでよろしいのでしょうか。すみません。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

担い手センター、担い手プロジェクトの成果といいますか、今年に入りまして4月から新規就農の方、就農研修で1名入られて、また来年2月からもう一名研修に入る予定の方がいらっしゃいます。例年こういう形で1年間に2人というのはしばらくなかったもので、全くの新規就農としてはもう10年以上間隔が空いていることでして、いろいろPR活動が少しずつ成果につながってきているのではないかという部分です。

また、キャリアサポート、農大まで職員と農業関係者の方に行っていただいてPRしていただきましたけれども、その後2名の方が壮瞥の農業体験したいというところで宿泊したりとか日帰りとか形は別々なのですけれども、宿泊で体験された方に関しましてはシェアハウスを利用していただいて体験して帰っていただいたというところがございます。高校生のICT研修会の参加に関しましても評判は非常に良かったのではないかというふう

に感じております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） まず、今年の取組の中で、先ほどの町長の答弁の中にも内外に発信しながらという言葉を使わせていただいたのですが、その点について壮瞥というところがあるのだと、こんなスマート農業的な研究会とかもあるのだということで非常に今まで注目されていなかった人が注目するようになって、例えば室蘭開発建設部の農業基盤整備の部署の方がわざわざ来てくれて、それでそういうICTにつながるような基盤整備を調査しないかだとか、いろんなところから引き合いがあるようになったというのは1つ大きなことなのかなと。それから、担い手になりたいという、就農したいという方々の相談も実は多分毎月のように増えてきていて、コロナの影響もあって田舎志向があるのかもしれないけれども、すぐうちに来たいという方がいて、ただ農地の問題だとか、経営形態の問題とかいろいろあって実際の成立にはまだ至っていないのですが、継続案件が幾つか今あるような状態でもあります。それから、農業高校の生徒は、NHKのインタビューにも出ていましたけれども、農業に対する見方が変わったと。研修会で自動で手放しで動く田植機だとか、そういうのに乗ってみて農業の技術すごいのだなというふうに感じて、まず農業に対する意識が少し変わったなど。それから、教頭先生の話によると、そのやった当日の目の色が違っていたというような感じで非常に関心が高かったのかなと。そこに来ていた企業の方の活動も見て、女性がすごいプレゼンテーションをやっている姿を見て私もそういう企業に勤めたいというような子供も僕直接お話を聞いたのですが、そういう方もいらっしゃって農業を一つの職業として見る見方を変えてくれるすごいきっかけになったのかと。そういうことで、新規就農に至っているのは今研修中が1件と来年の2月から来る方と、それも今までにないことだと思いますけれども、成功に導きたいなと思っていますけれども、それ以外に内外に与える影響というのは結構あったのかなと、そういうふうに思っています。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解をいたしました。今後は、答弁にもございましたように、就農相談から研修の受入れ、就農後の技術や営農管理研修、雇用就農等のキャリア支援など体系的で一貫した支援体制が重要であると申されております。ぜひよりそういったことについても取り組まれて、なお我々の質問できるようなメニューと言いませんけれども、取り組んでいただくことを切に期待を申し上げます。

次に移ります。観光振興に関してであります。言うまでもなくこのような状況にあつて年度当初予定していたようなことはほぼ取組できなかったのではないかと、とりわけウポポイの開園に合わせてジオパーク、縄文文化等の広域的な誘客活動ですとか、また本町含めた圏域での資源を生かした企業立地の環境整備だとか、たしか春先には企業の教育研修などの誘致も検討したいというようなお話があったかと思うのですが、まず駄目も

とでそういったことの動きが少しあったのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ウポポイ開業効果を含めました広域的な観光、それから環境整備等については、議員ご指摘のとおり今年はコロナに関してまず来ていただくお客様の道というのが先ほど来申し上げているとおり断たれてしまったという中で、やはり持続可能な形で観光をどのようにしていくかという中で臨時交付金等活用いたしまして、まさしく町長が申し上げたとおり短期的な対応をまず取り組んで、この後アフターコロナを見据えましてそうした諸課題にまさに向かっていこうというような思いでいるところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解をいたしました。そのアフターコロナ、ポストコロナに向けたという答弁の中にあつた言葉をちょっと抽出してその中身について再度お伺いしたいと思っております。既存の光ファイバーを生かしたサテライトオフィスの誘致、なるほどこれは理解できました。ワーケーションや関係人口云々、ワーケーション調べました。ワークとバケーションの合体した造語だということで、それがいいかどうかは別としても、そんなこともあるのだなと感心をしたわけでありますけれども、この辺の新たな視点も加える、そしてもう一つは観光スタイルの量から質への転換、これまた随分抽象的な表現なものですから、もう少しかみ砕いてどんなものに取り組んだり、関係団体と協議していくのかというような話がいただければと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ワーケーションというのは、いわゆる職場に都市部では出勤できないというような形がリゾート施設の静ひつな環境でWi-Fi環境が整ったような中でリモートで仕事をしていくためのプランニング、そういったものの対応ということで既に洞爺湖温泉では実証実験なども国の事業で行われているところでございます。当町にもリゾート施設は今まさにこれから建とうとしている、既存のリゾート施設も含めまして、そういった環境が適した湖を眺めながら、火山を見詰めながらお仕事ができるという国が進めている施策について当町でも今後は検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

それから、ポストコロナに向けてのいろんな対応の部分でございませうけれども、量から質という部分は団体客が全く来れなくなってしまった場合に文字どおり量というものがなくなって、その量を奪い合うようなことになってはならないと。道の駅の入場者数は、実は昨年とあまり変わっておりませんで、やはりそれなりにコロナのおかげで来てくれるというようなこともありまして、考え方なのですけれども、そういった1つの形にとらわれてお客さんがいなくなってしまったとき困るよりも、多種多様なお客様に対応できる多角的な観光の在り方というものを事業者とこれから一緒に考えていかなければならない

時代に移ってきたのではないかとということでございます。そういった意味では、この壮瞥にしかないような質を高めることによってそこにまた量が戻ってくる、それがポストコロナのあるべき姿ではないかとということでございます。非常に抽象的な考え方なのですが、申し上げた内容なのですから、そういったいろんな形、いろんな顧客層に対応できて、それで地域の魅力を発信してコロナが収まった後にまた戻っていただけるような魅力を発信し続けていくことが長期的な観点にのっとった観光の在り方であろうというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解をいたしました。

先に進みます。火山との共生、そして地域の特性を生かすまちづくりに関わって質問をいたします。今年の3月にも私と同僚議員かのやり取りもございましたけれども、具体的に実践的な避難計画の策定ということが、これは行政執行方針の中にあったことだと思っておりますけれども、その前段でまず有珠山周辺の4市町と関係機関による有珠山火山防災会議において有珠山火山避難計画ができますと、それに沿って名称は別ですが、町独自の避難計画あるいは避難マニュアルを策定していくのだというまでの回答だったのですが、このたび答弁の中にその有珠山火山避難計画、防災会議におけるものですね、それと本町独自の有珠山火山避難マニュアル、これも素案はもう既にできているような状況で年度末にはお見せできるのだみたいな話の答弁だったのですけれども、それはそれでよく進んだなと思うのでありますけれども、要するに全体の市町で考えるべきことと当然それぞれの町の特性などを考慮した独自の避難計画、しかも町長がおっしゃるようにいつ、どこで、誰が、どこへ、どうやって避難するのかまでも一応クリアできるようなものにしたいということですから、私はその3月の時点では防災会議の避難計画ができた後ある程度の時間と、時間だけではなくて中身の協議も含めてもう少し時間が要るのではないかと勝手に想像していたのですが、これが一緒に出来上がってくるということに若干個人的な感想ですけれども、早計な気がしてしょうがなかった、そういう印象受けたのですけれども、そういった心配は杞憂なのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁いたします。

大変ご心配をいただいてありがたいのですけれども、基本的には同時にといいたまいますか、完結をさせたいという考えには変わりはありません。これらの計画、特に4市町の協議会に関しては素案はほぼできているということでご報告しましたが、その後の結構手続、協議会であったり、あるいは専門家の皆さんの評価といいたまいますか、更正をいただいてという、今そういう段階に入っていると思います。ですから、おおむね骨子に関してはもう今後変わることはそうないだろうというふうに想定をしておりますので、その考え方に基づいて4市町のエリア全体としてはこうだと、ではそれを壮瞥町に落とし込んだと

きに、特にでは壮瞥温泉地区はどう動くのだ、滝之町はどうするのだ、では避難したときに今の避難所の感染症対策も踏まえた上での収容数に合わせたときにどこでどれくらい受け入れられるのだとか、あるいは分散させたときにどうやってスムーズに動いていただくように案内をすればいいのかとか、そういう細かいところの今想定をしているということですから、骨子をこれから大きく変えることは多分ないと思いますので、作業的には最終的には4市町のものがオーソライズされるのが多分3月でしょうし、その間こちらも同時並行で作業を進めていって大体同じぐらいのタイミングでできるのではないかと、そのような意味で町長がおっしゃったような答弁になったというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） では、大いに期待するところでありますけれども、次にその浸透と申しますか、考え方含めた避難マニュアルと今言っておきましょうか、実効性のあるもので、いつ、どこで、誰が、どうやって、どこへというようなことまで含めて、それがかんで含めるなんていう言い方わなくてもそれぞれの地域に住んでいらっしゃる災害弱者含めて、ないしはその近隣の方も含めてそれが浸透しないと、実効性という言い方もなんですけれども、一朝有事の際にうまく回らないということになりますから、そうするとそれができてそれをどう浸透させていくかということが次の、むしろそっちのほうが大きな課題になるのかなと思って聞いておりましたけれども、その辺をどんな形で進めようとされているのかということに、では質問してよろしいですか、できた時点で。まだ最中ですか。計画ができた時点でそれをどのように住民周知や浸透させていくのか、ないしはそれを使った実践的な、試行的な行動するとか、そういったことも含めての話ですけれども、前に同僚議員からも実効性のある避難訓練、そんなことをいつおやりになるのかという話も出ていたと思うのですけれども、それに関連させるものなのか、そんなことも含めてお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現段階での考え方ということでございますが、ある程度骨子もできて今役場の中で情報の整理、そごのないような、そういう諸調整を行っているところですので、ある程度それが整いましたら計画を完成させる前に住民の方に、特に火山噴火を想定した計画ですから、当然避難の確率の高い地域の方との懇談といたしましうか、意見交換みたいなものはやっていくべきかなというふうには考えています。

それから、それらの計画が整った上で、近年避難訓練ですとか、そういったものを町としては行っていないのが現状でございますので、それらの方法というか、ツールが整ったところでそれをでは実際になぞっていただく、それによって理解をいただく、あるいはそれによって修正すべきところは修正する、そういった作業を次年度から取り組んでいけるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） これも答弁にはありましたけれども、いまだ手のついていないと
いいますか、その時間的余裕もないのでしょうかけれども、自主防災組織の結成数を増加し
ていこうという取組、これも当初は行政執行方針にも載っていたし、たしか第5次まちづ
くり総合計画にも数値目標にしていたのかどうか分かりませんが、耳にしたのはそ
れを掲示したいというような話までされていましたが、なかなかこれも住民に関心
を持ってもらうということが一番大変なのではないかと思いつつ、自治会単位になるの
かどうか分かりませんが、その辺もまだ触っていないようでございますけれども、
今後どんな感じで進めていくのでしょうかねという質問させてもらいたいですけれど、
当然自治会の協力をいただいているということになるのでしょうかけれども、その辺の取組をお
伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

自主防災組織については、以前からご説明しているとおり町内では1団体、そこからま
だ増えてはいないところであって、ただ総合計画の中にこれらの組織を増やしていくと目
標として掲げていることは事実でございますし、そのように取り組んでいく考えに変わり
はありません。先ほどの避難訓練や避難マニュアルの話に関連するのですけれども、町
としてはこれだけの有珠山火山に対するノウハウというのが非常に多く蓄積されていて、
火山学者の方あるいは気象台、そういった関係機関含めたネットワークも既に強いものが
あって、いろんな知識、ノウハウはあるのですけれども、それを住民に整理をして伝える
ためのツールが多少足りない部分があったかもしれないと、それを整理をしたのが今回の
避難マニュアルというふうに考えています。それで、それらのツールが整ったところでそ
の考え方を分かりやすく伝える手段をつくって明確にしたところで避難訓練であったり、
あるいは自主防災組織であったり、その他の普及啓発事業であったりというふうに展開を
していけばより分かりやすく、より理解をしていただきながら、かつ普及というか、なじ
んでいけるのかなという考えがございましたので、あくまでも今年度は将来に向けてのス
テップの段階、それを踏まえて避難訓練だけではなく、自主防災組織の普及啓発、そうい
ったものにもつなげていく考えでいるので、次年度以降少しでも自主防災組織を皆さんの
理解をいただいでつくろうという、そういう機運が盛り上がっていきけるような取組を町と
してもしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） では、質問移しまして、地域の特性を生かしたまちづくりの中で
昭和新山地区の問題を質問いたしました。2016年に作成いたしました昭和新山地区観光
活性化基礎調査、地方創生交付金を基に行いました。その最たる目的というのは、魅力あ

る観光空間の形成と火山防滅災機能の充実、活用、2つの機能を併せ持つ新たな観光地づくりを推進するため事業実施の可否判断や国の交付金等の申請に必要な基礎的な情報収集でありまして、土地、物件などの調査、先進地事例調査などを行ったわけでありまして、その中でその報告書が上げられていたわけでありまして、これをたたき台と申しますか、これに付随して、ないしはそれから派生して昭和西山の町を活性化を何とかすべきだという意見も含めてあるわけでありまして、今回の答弁の中でも具体的な事業展開については官民連携による協議、検討による活性化計画の策定と遂行を図ることが必要であるというふうに申しておられます。この報告書、すなわち基礎調査の報告書、これに整理されている課題と方向性を基本に推進に向けた環境づくりを関係者等と協議していると、一步一步環境を整え、着実に取り組んでいきたいということなのでありますが、ほぼこれも令和2年3月の質問のやり取りと同じことになっているのでありますけれども、こういったコロナ禍にあってという状況は理解いたしますけれども、その際にもしゃべりましたけれども、平成14年、山中町長の時代に昭和西山まちづくり構想というものも3年計画で地元住民に役場も入りまして活性化を図るという目的でつくられて最終的な報告書もできたのでしようけれども、結果的には頓挫という言葉が当てはまるかどうかは別だけれども、具現化できないまま時間だけたってしまったと。今回の基礎調査につきましても過大評価を期待をしているわけではございませんけれども、その先の地域の活性化のためにこれを生かしてつなげたいという思いは分かりますが、そこから先がどうも進展しないという状況はほぼその時代と変わっていないのかなという感想を持ちます。今後どのように協議していくのだろう、今コロナですから、この先のことということになりますけれども、お考えがあれば伺いたいと。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まさしく今経過を、平成12年の有珠山噴火以降の話をご質問の中でされていたとおり、それだけ難しい案件だというふうに私自身思っております。それで、取組としては、平成27年度に今話されていたとおり土地や建物の権利関係などの調査をし、先進事例を調査したということをございまして、長年具体的な進展がないというのはもう誰が見てもそのようなことだと思います。これは、様々な原因があるのではないかなと思っております、前にもこういう質疑を交わさせていただいた記憶もありませんけれども、やっぱり複雑な権利関係があるということと、報告書にありましたとおりですけれども、それと官民の役割の共通認識を図る場がなかったのではないかと、そういうこととやはりそこに割く人材と行政側も含めて財源が不足していると私なりに整理はしているところであります。本来であれば、コロナ禍ということもありまして、そうした優先課題に軸足を置いた行政運営をしてきたということもあって、3月の質疑のとおりそこから動いているかといえば表面上は何も動いておりませんが、関係機関と協議を重ねているということは事実でありまして、それはご理解をいただければというふうに思っております。

当該地区は、先ほどおっしゃられたとおり有珠山噴火の災害に備えた防災、減災機能を

やっぱり強化するというのも一方である地域でありますので、この課題を解決するために第5次の総合計画並びに第2期の壮瞥町の総合戦略に必要性、重要性を位置づけているところでもあります。コロナ対策という優先課題はありますけれども、報告書をベースに将来ビジョンを策定するために専門的な方の参画も得てやっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、推進組織の体制ですとか、そのようなことを取り組むための前準備をしていきたいと、このように思っているところでもあります。

また、議員の皆様にもこうした長年の検討課題、懸案の解決に向けて知恵と力を貸していただきたいと、そんな思いでもありまして、積極的なそれぞれの活動の中でご意見とか助言がありましたら積極的にお願いをできればと、このように思っております。基本的には、計画に位置づけたものについては取り組んでいきたいと。ただ、限られた人員と予算の中で優先度を高めていく中でどうしても今観光という面でいいますと、短期的なところに時間と人を割いているという現状もご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ちょっとだけずれたような話になるかもしれませんが、私昨年機会があってというか、福井の東尋坊というところに足を運ぶことがございました。ご承知のような観光地で、断崖絶壁があって昔は自殺の名所だったりするわけですがけれども、柱状節理というのがぶらっと並んでいまして、ジオパークには入っていないようでございますけれども、観光地であって、そこに行くところに東尋坊タワーがあって、そこに店舗が並んでいるのです。本当に秋の平日かもしれませんが、まばら、そして大型の駐車場スペースみたいなあまりなくてバスも止まっていない、その東尋坊センターは老朽化してエレベーター乗る気にならないというような状況でした。閑散としている、ただ眼前には荒波が打ち寄せてくる柱状節理がすらっといろんな荒々しい形で出ていると。本当に今寂れた観光地の代表かなと。やはり昭和新山のこととも思い浮かぶわけですがけれども、ただその当時考えてみると、考えてみないまでもうちの昭和山というのは眼前に昭和新山がどんと控えて、背景に有珠山があってロープウエーに熊牧場、そして入り口には大規模なバスが止まる食事ができる場所があって団体の客は相当多く来ていた、あふれるぐらい来ていたわけです。ただ、真ん中の商店街はやや寂しい、老朽化して平家が並んでたまに人が通るだけという、状況は違うのですけれども、むしろ東尋坊よりはるかに団体は多いのだなと。問題は、あそこもそうですけれども、中身の商店街があまりにも老朽化して魅力を感じない、似ていると思うのです、言葉を恐れずあえて言えば。あの地域に、では広大な駐車スペースもまだ広げることも可能だし、土地の問題別として、その上で言わば必要なのは三松正夫さんの偉業、そして資料、その学術的な価値といったものを展示できるようなスペースというのがやはり前から必要でないかという指摘もしているのですが、指摘という言い方です。そこは公共的なものであって、そこが研修の場所にもなって、

大規模な駐車場がそばにできると、もしよかったらそこにテナントとしてそういった商店が入る、それは当然自己責任で、自己資産で入ってくるというようなルールに基づくものがあるといいのではないかと、むしろそういうことが必要なのかなということを独り言のように考えていたりするわけでありませぬ。

それと、もう一つ、すみませぬ、昭和新山の問題のときに議員も所管事務調査で道内視察行ったときに層雲峡選んで行ったのです。その当時ですから、今と違うのかもかもしれませんけれども、やはり国、道、町、事業者が役割分担を明確にして整備をしたということで行ったのです。結果、それほどにぎやかではなかったけれども、分かりやすくそれを説明できていると。やることやってもらって自己責任で事業者も頑張っていると、こういった姿を見てきたので、それを昭和新山でできないのかなということを私もずっと考えていたというか、懸念、考えても実行できないというようなことだったわけでありませぬ。

それで、すみませぬ、また話が変わるのですけれども、これ多分僕は田鍋町長の非公式的かもしれませんけれども、口から聞いたような記憶があるのだけれども、ビジターセンターの整備というのはおっしゃったことございませぬでしたか。ビジターセンターって御存じですよ、国立公園の中にあるような。いろいろな形のビジターセンターがあって1種類ではないのかもしれませんが、国の整備するものなのでしょうけれども、そういったものが昭和新山の前に先ほど言ったような機能、三松正夫の記念館みたいな形で整備されるなんてことできないのかと、ビジターセンターみたいな形でというようなこと、すみませぬ、これは一般質問になじまないかもしれませんが、そんなことをこの質問つくったときに考えたものですから、発言してしまいましたけれども、可能性というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか、こんな質問いいですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まさしく今お話にあったのは共感する部分もたくさんあって、まず取組としては議会でも行かれたということでしたけれども、違った面で近年環境省ですとか、北海道庁も多分入っているのだと思いますけれども、地元自治体と観光協会ですとか地元の方々共通理解に立って再整備というか、市街地という観光地の再編を行った事例も道内にはあったり、そういうところにまず行ってみたいということで、そこで実際にどのようなことが行われたかということも調査する価値はあるのかなというふうに思っているところでありまして、コロナ禍でなかなかそういったことにはならないですけれども、そういったことも必要だというふうに思っているということと、もう一点ありましたビジターセンターの立地に向けた取組なのですけれども、これも議会でご答弁申し上げたかどうかははっきりしませぬけれども、平成12年の有珠山噴火の後に環境が整えば環境省のビジターセンターの立地に向けて活動した経過はございまして、昭和新山地区の従前の平成12年の噴火までにつきましては支笏洞爺国立公園の管理計画が園地という位置づけになっていて環境省の直轄の施設を建てるような地域の区分にはなっていないということだったはずなのであります。それを区分変更していただいて集団施設区域ということで報告

書にも載っておりますけれども、その区間に位置づけを変えていただいて、そういうことの下地があって管理計画はビジターセンター環境を整えば立地は不可能ではないという環境、環境、環境と言っていますけれども、環境にあるということをご理解いただければと思っております。

ただし、同じ洞爺湖のエリアに、もう合併しましたので、2つの自治体に、もう既に洞爺湖町には直轄のビジターセンターが2つあるということがあって、直営のビジターセンターをまして財団の事務所がある、あれもビジターセンターという捉えが、財団の建物ですけれども、あって、非常に実現性としては現段階においては難しい環境にあるというふうに思いますけれども、可能性はゼロではないというふうに認識をしていただければと思っておりますし、そういうことも視野に入れながら財源の活用ですとか再編の方向性を考えていくべきかなと。これは、あくまでも私の頭にある中のことですが、申し上げたかったのは集団施設区域という区域になっていて、ビジターセンターは立地する環境がゼロではないということをお願いさせていただきました。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は16時10分といたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 様々なハードルが高かったり、種々の問題が目の前にあるということも少しは承知した上でこのビジターセンターにこだわるわけではございませんけれども、たまたま調べた資料の中にいろんな種類があって、国立公園の中のものであって立地によるビジターセンターのタイプが結構分かれてございまして、特定の地区の利用拠点に立地するビジターセンターの種類として特徴のある景観、植物、動物、自然現象などが観察できる特定の地区の利用のためその利用拠点に立地するビジターセンター、まさに昭和新山に向かってそういったものの背景にその経緯、個人の歴史、資料などが学術的にそろってあれば本当にまさに修学旅行等の目玉になるのではないかなどという関心を持つわけでありまして、先ほども答弁いただいておりますし、このビジターセンターに限らず、まずは土地をどう利用してどう活用していくかということの具体的な前進が必要でありまして、そのためには行政だけに限らず、土地の所有者も含めてですけれども、それぞれの個人も関係団体の協力もいただいて進めるしかないというふうに理解しますので、どうか努力といたしますか、前向きな協議、検討の姿勢だけは続けていただきたいという期待を込めてこの質問はこれでやめます。

ただ、最後に、すみません、質問表に書いていなかったのですが、3月に質問した中で蟠溪地区の再生ということを質問いたしております、その際の答弁でまちづくり研究会

と観光の振興、まちづくりの観点で議論を継続していくという話がございました。地域資源、水、温泉、環境などを生かした企画や提案、情報発信をしてみたいということの話だったのですけれども、これもコロナ禍にあって恐らく前進はないだろうという思いはありますが、もしそんな動きがあったならお伺いしたいと思いますし、またこの蟠溪地区に関しての今後の取組について考えがあればお聞かせいただければと思うのであります、急な質問で恐縮ですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 蟠溪地区の関係、質問がありましたので、ご答弁を申し上げたいと思いますが、こちら道路整備に合わせた様々な動きの中でコロナ禍ということもあってなかなか表面的には取組については出てきていないところであると思うのですけれども、地域にあります温泉ですとか施設を活用して試行的な取組については始まっているというふうに認識をしていただければと思っておりますし、道路整備に合わせて地域の皆さんと協議を続けていながら、地域に限らず、蟠溪地区の研究会の皆さんと検討を継続して少しでも形になるようなことで増やしていければいいかと、このように思っているところであります、取組はしているということでご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） それでは、最後の子育て支援、若者が定住するまちづくりについて質問を継続いたします。答弁いただきましてといいますか、質問のときにも書いてございましたけれども、子ども・子育て支援条例を制定されまして結構先駆的な取組でありましたし、そして第2期でしたか、3期でしたか、子ども・子育て支援計画も策定ということまで言うておりました。問題は、ごめんなさい、行ったり来たりしますけれども、行政も整理して、それからどの団体でしたか、いずれにしてもフィンランド派遣についてはもう結論出していただいて令和3年度以降隔年で事業縮小しながら日程も縮小して継続すると、10年間は。そういう結論に至ったということは、明るい材料だというふうに思いますが、もう一つ、公約の話に戻るわけでありましてけれども、これ就任後はさすがにトーンダウンというか、消えてしまったのだけれども、どうしたって選挙の前には目を引く目玉な施策も当然必要になってくると、言い方はちょっと語弊がありますが、医療費の無料化を高校生まででしたか、を進めたいという言葉が躍っていたと。今コロナ禍で、しかも先ほど一番最初に財政の話ししていますから、これが直結するとは思いませんけれども、子ども・子育て支援施策の中では財源整理をした上で新たな取組をしてみたい、そしてそれが定住、移住につながるような住んでみたいまちづくりにつなげたいと、こういうのが田鍋町政の言わば公約の一つでもあるということで、その経過というよりはこの先の話になります、ちなみにどんな、例えば財政が整理できた後の議論なのか、当然それはそれとしてこういう施策があったらいいのではないかという意見を聞くとか議論をするという場は本来今も進められているのではないかと思うのですが、その辺の具体的といいますか、現時点でどんな協議がされているのか、あまりできるかどうか分からない施策を今しゃべ

るのは果たしてどうかということもあるのかもしれませんがけれども、こんなことを考えているのだという一つの例だとか方向があればお伺いしたいということなのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 選挙公約の中で拡充というものは確かに掲げて、別にそれは消えたわけでも何でもなくて念頭にはあります。ただ、前提として2020年度以降の財政改善を図りながらということは、公約の中で読み取れるようになっていたと思いますし、全てあそこに書いてあるもの2020年度から行うというふうには取られているのかもしれませんがけれども、決してそうではなくて、財政状況を勘案しながらということで、拡充することによって確実に予算執行上必要となる経費が出てくるわけですから、そのめどが立たないうちはやっぱりやれないということで、ですから最初の議論に戻りますけれども、財政の収支改善を図りながらというところは前提になっているところだということをご理解をいただければなど、このように思っております。

それと、2つ目の質問にあったどのような施策を議論しているか、子ども・子育て会議の中で議論はしているところですがけれども、来年度以降どの事業をやっていくかということについてはこちらに記した子育て世代の包括支援センターの設置というものはまず考えていきたいということで、それ以外については今後適切な時期に皆さんにご説明させていただく機会を設けさせていただければと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） これを最後にいたしますけれども、最後にまたこれも質問要旨に書いていなかったことではございますけれども、冒頭から言うようにコロナ禍で当然理事者はじめ行政の皆さんは時間とエネルギーを全てその対応に追われていたということを理解した上で、ただこの一般質問も政策公約の進捗状況などについて質問させていただきました。我々もそうですけれども、町長にも任期の期限があるわけでありまして、外的環境や要因がいろいろ変われども、4年間で掲げた目標に向かって進む当然責任があるのだらうと、掲げた公約推進に対して。我々も任期がございませぬ。確かにコロナ禍でいろんな影響の中で遅々として進まない部分もあるし、大変なところもあるけれども、それはそれとして自分の任期中にやるべきことやらなければいけないという意味で質問させてもらったのでありますが、前段長くなりました。こういう状況ではありますけれども、財政運営、そして基金云々、ごめんなさい、前半の話はいいですけれども、行財政運営に関して任期の折り返しには少しまだ間がありますが、次年度予算の編成も含めてなのですからけれども、今どのような方針でいかれるのか、どのような取組をされるのかということをお我々よりは町民に対してメッセージを町長のほうからいただければありがたいということで質問終わりたいと思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

今新型コロナウイルス感染症対策の優先事案に取り組んでいるということは、今話されていたとおりでというふうに思っておりますが、感染症対策につきましてはこれまでも経験したことのない難しい局面にあって世界各国、我が国は社会経済の変革が求められていると、こうした時代背景にあるのかなと思っております。こうした未曾有の課題に軸足を置いて緊急的に総力を挙げているということは、ぜひご理解いただきたいなど、このように思っております。

また、財政面での見通しということでは、政府の令和2年度の予算の一般会計、これ新聞報道ですけれども、当初想定を8兆円程度下回り、55兆円前後となる、これは平成21年のリーマンショック以来の減り幅であると、減少幅であると。こうした中でも先ほど来答弁申し上げている中で国の財政出動もあると、こうしたことから国、地方の財政運営というのは今までの経験値でははかることができない、見通すことができない厳しい状況にあるのも事実であります。こうした中ではありますけれども、感染症対策をしっかりと、非常に観光事業者の皆さんは厳しい局面になってきているということも聞いているところでもありまして、今回質疑の中でご意見を十分参考にさせていただきながら、町民の皆様のお安全で安心な暮らしを最優先に考えて北海道並びに国の施策を活用して行って連携を図りながら一つ一つ政策公約の実現に、本当に道半ばではあると思っておりますけれども、一つ一つ着実に推進をしていきたいと。第5次総合計画並びに諸計画に位置づけた事業を的確に推進をしていくために今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にも町民の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12月11日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和2年壮警町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年12月11日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第77号 壮警町民交通傷害保障条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 議案第78号 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第79号 公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第80号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第81号 壮警町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第82号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第 8 議案第83号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第 9 議案第84号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第10 議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第86号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第87号 令和2年度壮警町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第13 議案第88号 令和2年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第89号 令和2年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第90号 令和2年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第91号 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号) について

日程第17 議案第92号 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算
(第3号) について

日程第18 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君

会計管理者

阿部正一君

税務会計課長

総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 小林一也君

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君
を指名いたします。

◎発言の訂正

○議長（長内伸一君） 昨日の佐藤議員の一般質問での答弁について一部訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） それでは、昨日の議会の中で佐藤議員の一般質問に対しまして避難行動要支援者名簿に登載されている人数ですとか世帯数について改めて説明、答弁をさせていただきます。

まず、最初の答弁で申し上げました高齢者の独居、それから夫婦世帯合わせての人数525名、それから障害者96名、計621名、これにつきましては数値の間違いはございませんでしたが、これはいわゆるリストに登載されております全体の数値でありまして、この中から災害に応じて支援を要する方をリストアップできるような、そういう作りのリストになっているという説明でございます。

それから、また再質問の中で私が答弁申し上げました高齢者の独居、夫婦世帯167世帯、障害者世帯82世帯と申し上げましたが、これは申し訳ございません、間違っております、正しくは高齢者独居、夫婦世帯、これ合わせて353世帯、それから障害者世帯につきましては32世帯となっております。大変申し訳ございませんでした。再質問の答弁については、このようにおわびしまして訂正をさせていただきます。

以上でございます。

◎議案第77号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第77号 壮警町民交通傷害保障条例を廃止する条

例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） この条例の廃止についてはやむなしという考えの立場から、次のことについてちょっと確認したいと思います。

多分この条例の廃止は加入者の減が大きな要因になっていると私は考えます。令和2年度の予算書を見ますと、一般の方が入るという前提で予算、納められた原資として保険会社に払う支出が2万円でしたか、そして児童生徒の分として10万8,000円を計上しておりました。私の手元にある一番古い予算書見ますと、平成23年度では一般の方が8万1,000円を原資として歳出するような予算構成になっておりました。このように加入者がどんどん、どんどん減っていったために、私は保険会社で引き受けられないということだと思いますので、これはやむを得ないのだと解釈しておりますけれども、ここで考えなければならぬのは児童生徒に対するこの保険加入、今までずっと、これは平成13年頃からこの制度ができて、13年のは調べることでできませんでしたが、多分その頃から壮警町は児童生徒の保険、これに入っていたのでないかと考えるのですけれども、今後この制度は条例が廃止になった場合、児童生徒に対する保険加入というのはどのような形で継続するのか、またそういう制度がなくなったのだから、もうやめますよという立場で考えているのか、この点についてだけ確認したいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、この制度というか、引受け会社が廃止をしたというのは、この保険制度をやめるというのは恐らくは加入者の減、これは当町だけの話ではなくて、全国的なものだと思います。それらも要因の一つにあったのだろうということは、当方としても推測をしているところです。ご質問の中にあつた保育所、それから小学校、中学校の児童の保険でございますが、これはあくまでも町のほうでこの制度があつて1人単価年間360円なのですが、比較的負担の少ない、町の負担としても少ない、こういう保険制度があるので、ここに相乗りをするような形で町内のお子様のために保険を任意で加入してきたところでございますが、ご質問にあつたとおりこの制度自体がなくなってしまいます。これを仮に続けようとするれば、一般の保険に入って、恐らくこの360円では到底負担し切れないような額になって、それを町が負担していくということになるので、残念ながらちょっとそういった選択は難しいだろうというふうに考えています。したがいまして、結論としては、今回のこの条例廃止に合わせてお子さん方に町として任意で自ら掛けていた分に関しては廃止をすると、合わせて廃止をするという考えでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 町の考え、分かりました。それで、やはりこういうこと、ただ条例で廃止になったからということだけでなく、町民の児童生徒、幼児を持っている方々に全般でよろしいですけれども、今までこういう形が入っていたけれども、制度が廃止になったので、町では今まで入っていたのをやめますということを引きつつPRといいますか、広報活動が私は必要でないかと考えますけれども、これはぜひやっていただきたいと思いますが、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今までも3月ないしは4月に町民の皆さんにこの保険のご案内をする際に、お子さん方については町のほうで掛けますよということと同じ記事の中に書いて周知をしてきました。ですから、廃止に当たっても同様だと思います。今年度をもってこのような保険は廃止になりますということは、広報等を通じて町民の皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 壮警町民交通傷害保障条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第78号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第78号 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 78 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号 壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号

○議長（長内伸一君） 日程第 4、議案第 79 号 公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 単純ですけれども、文言の中身の説明をお願いしたいと思うのでありますが、改正内容というのが特例基準割合を延滞金特例基準割合に文言整理しますよと、法的な用語が変わったのだらうというふうに理解しますけれども、そもそもそれはどういったものなのかということをお伺いしたいと、こういうことでございます。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 11 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

今回の改定につきましては、市中金利の改定に伴いまして地方税法の改正が行われた中でこの延滞金に関わる特例基準割合というの改定があったのですけれども、本町の条例に率の改定の部分は関係はなかったのですけれども、法律の改正によりまして文言がその前に延滞金というのが入りましたので、それを法律に合わせる形で並びで改正をしたものでございます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 2 点ほどあるのですけれども、最初に 1 点目申し上げたいと思います。

今回の文言の整理という言葉で今質疑があったのですけれども、私は町がこのような督促だとか滞納処分についてこの条例を基にして事務を進めているものと解釈しております。

そこで、今回の改正とは関係ありませんけれども、この機会に理解を深めたいと思いますので、質問いたします。第2条に、納付義務者が納期限までに完納しないときは、町長は納期限後20日以内に督促状を発しななければならないと規定しております。壮警町では、この条例に基づいて督促状を出していると理解しますが、督促状の年間の発送はおおよそどの程度発送しているのか分かれれば教えていただきたいのと、1点目、それについて最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時24分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、会計管理者・税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（阿部正一君） それでは、ご答弁申し上げます。

公法上の収入金ということで税のほうにも関係がありますので、私のほうからお答えさせていただきますと思います。この条例の公法上の収入金とあるのですけれども、これは税外収入金といいまして、例えば条例に基づく使用料ですとか、手数料ですとかというのが該当になります。税につきましては、壮警町税条例に基づいて事務が進められ、督促なり滞納処分とかが進められるわけなのですけれども、この条例につきましては税外収入ということなので、今申しましたとおり使用料とか手数料、またほかにも介護保険料ですとか、あと後期高齢者医療の保険料ですとかも該当になるのですけれども、そちらのほうは別にまた条例がありまして、そのそれぞれの条例に基づいて事務が進められるということになります。それで、ここは公法上の収入金ということなのですけれども、税につきましても議員おっしゃるとおり納期までに納入がない場合20日以内に督促状を出して納税するよう通知をしております。年間の件数まではちょっと把握はしていないのですけれども、税については税条例に沿った形で督促なり、そういう事務を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号 公法上の収入金の督促及び滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号

○議長（長内伸一君） 日程第 5、議案第 80 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 80 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための壮警町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 81 号 壮警町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） あまり深い質問ではないのでありますが、これはいわゆる居宅介護支援事業所においてその管理者というのは要するに通称ケアマネジャー、主任ケアマネが行うという省令があったのが置けない居宅介護事業所が結構あるので、延ばすということで普通のといいますか、主任のつかないケアマネジャーも管理者になりますよという中身であるのは理解するのでありますが、そもそも壮警町が居宅介護支援事業所を、これ廃止でいいのですか、休止になっているのですか、要するにこの先も置かない、多分そうい

う考えているのだろう、社協に委託していたものをやめましたので、地域包括支援事業については町直営ということで保健とセットで今やっつけよう、これも理解していますから、あえてこの先も置かないであろうこの居宅介護支援事業に関わる省令の改正に伴う改正、だからそもそもその条例そのものが必要なのかという疑問が湧くのですけれども、ないしほかの小規模町村、自治体でも分かりませんが、もともと居宅介護支援事業所を直営で置いていないところもあるのではないかと考えるのですけれども、でも条例は設置してあるものなのではないでしょうかという単純な質問なのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、町のほうで居宅介護支援事業所は今現在置いていないという状況でございますが、この条例につきましては国のほうの法律の改正に伴いまして町で持っております条例を改正するというものでございますが、いわゆる平成 30 年 4 月からこの事業者の指定権限というのが都道府県から市町村に権限移譲されておまして、それによって今町が持っております条例によってその指定を行っているということでございますので、その法律改正に伴う所要の改正が必要になるということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 81 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号 壮瞥町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 82 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 82 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 82 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

◎議案第 83 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 83 号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） この前の介護保険の共同設置についても関連というか、ほぼ同じ中身なので、併せて聞きたいということで質問というよりは、質問の趣旨は書いてある、議案説明のときにありましたように持ち回りで 3 年ごと事務局が替わるわけでありまして、これを 6 年ぶりに壮瞥町が行うと。たまたま私もその介護認定審査委員やっている関係で、事務方の運営、差配というのは審査にある意味影響を結構及ぼすわけでありまして、要するに運営の、これでこれが 9 年目、もう結構 2 回り目ぐらいになるので、およそ慣れてはきますけれども、人も替わっていくわけなのです。人が替われば、全部変わるわけではないのですけれども、すみません、長くなりましたけれども、この春から、次の 4 月からですか、事務局を担うということの、当然その担当の者、あるいは関係者というのは今まで以上に注意しなければいけないこと、あるいはどういったところに事前の準備が必要かというようなことがあると思うのですけれども、それをどんな思いで持っていくのかと、取り組んでいくのかということをお伺いしたかった、こういうことです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、以前 1 度こちら壮瞥町でこの事務局を持ち、3 年間運営したという経緯がございます、今回は 2 巡目ということになってまいります。体制につきましては、特に介護保険の認定審査会のほうについては件数、ボリューム等も多いこととなりますので、特に今現在洞爺湖町のほうで事務に当たっていただいている方に今お声がけしているところですが、慣れた方に来ていただいて人員体制は整えたいというふうに

思っております。障害のほうは、そんなに件数もございませんので、現有の人員体制でや
っていかうと思っておりますが、さらには今後例えば電話回線ですとか、それからネット
回線ですとか、そういった整備も出てくるかと思っておりますので、そういった所要の経費は今
後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 83 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規
約については原案のとおり可決されました。

◎議案第 84 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 84 号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する
規約についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 84 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号 西いぶり広域連合規約の一部を変更する規約については原案の
とおり可決されました。

◎議案第85号

○議長（長内伸一君） 日程第10、議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案につきましては、私の一身上に関する事件であることから、ここで副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

○副議長（森 太郎君） それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

本案につきましては、9番、長内伸一君が地方自治法第117条の規定により除斥に該当するので、退席を求めます。

〔9番 長内伸一君退席〕

○副議長（森 太郎君） 質疑を受けます。

5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） そうべつ地遊スポーツクラブということで有効活用とか管理していくのだろうなというふうに思うのですが、たしか10人くらいでの組織だったと思います。6つの施設とか、管理をどのように運営していくのかを質問します。

○副議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の選定に当たりまして、当該法人から申請書を頂いて、かつプレゼンテーションという形でお考えを確認する場を設けました。その際に当該法人の出席者の方がおっしゃっていたのは、従業員に関しては現在も6施設に別の事業者さんが雇用されている従業員がいらっしゃると、指定管理者が替わったときにその従業員をできる限りそのまま引き継いで従業員の確保及びノウハウを引き継ぐといいたいでしょうか、そういう考えでいらっしゃるということをご説明がありました。また、当該法人の中においても今までは施設管理とか、そういったことは主にやっている法人ではなかったもので、専任の管理者といいたいでしょうか、そういった者を配置したいと、そのようなご説明を受けておりますので、そのまま進められるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○副議長（森 太郎君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 同様の質問なのですが、手を挙げられた法人が1つしかございませんし、ましてや町内の皆さんですから、ぜひうまく進むことを期待しておりますけれども、一方でこのスポーツクラブのふだんの活動からすると疑問ではないですけれども、大丈夫かなという懸念も生じないではないと。その際にプレゼンテーションを行って、1つしか手挙げていませんけれども、いろんなやり取りがあったのだろうという推察の下、質問しますけれども、今話がありました今まで運営というのか、管理に携わっていた人員

に関してはそのままぜひ継続したい、ただ当然欠員が出ればそれを補充したりという作業が出てくるとは思うのですけれども、そういった手間のこと、事務運営管理、そもそもがボランティア的に地域の子供たちを対象に運動を支援するといえますか、そういったことだろうというふうに思いますけれども、なかなかマネジメント系のことというのは不慣れではないのかということで、ただ、今答弁にあったように管理者を専門職を1人置くという話でありますけれども、その方がどこから来るか分かりませんが、そういった不安が少しあるということと、できればそういった今やっていらっしゃるそうべつ地遊クラブでいいのでしたか、その活動でやっていた蓄積されたノウハウなり活力といえますか、それを新たな形でいい方向に指定管理が向上していくといえますか、中身が、サービスの中身なり利用者の期待といえますか、そんなふうにつながればいいなという期待を込めてしゃべっていますけれども、あまり長くしゃべると議長が外で寂しいかもしれませんので、やめますが、そんなやり取りはあったのかどうかというようなことをお伺いしたかったのであります。

○副議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほどと同じように申請書と、それからプレゼンテーションの際のやり取りに関連してご報告をさせていただきますが、まず1点目の活動形態がいろいろ変わってボランティア的なところから一気に変わっていくという話については選定委員の中でもやはりちょっと当初は不安を感じていると、そのような意見も一部あったことは事実でございます。プレゼンテーションの中で今までとちょっと異にする方向に法人が動いていくということで、ぜひ商工会のほうにも加入をして商工会の専門知識を有する職員のほうから経営指導を受けながら、そういう商業的な経営についても勉強しながらやっていっていただくと。それから、もう一つちょっと心配な材料として、残念ながら資金が潤沢にある組織ではないという、そういう評価をしています。したがって、委託料は払いますが、何らかの形で途中で資金ショートしたりとか、そういう懸念をしていたところもあったのですが、それらも商工会を介して金融支援ですとか、そういった金融機関とのつながりもつくっていけば万一の際にも乗り越えていけるのではないかと、そのような意見が申請者との間でもやり取りあったのですが、申請者のほうの意見としてはできるだけ前向きにそれらについても取り組んでいくと、そのようなお話をされていたので、そのようなアドバイスを受けながら安定的にやっていっていただくことを期待するというのが1点目です。

それから、2点目につきましては、まさしくスポーツを中心に活動してきた団体でございますので、申請書の中の利用促進案というものを出示していただくのですが、その随所にスポーツとか、あるいは子供たちと活動と連携をさせたり、そういった活動をしながら各施設の利用促進を図っていく、そういう提案が幾つかございました。そういう着眼点を見ても、ああ、なるほどなというところは審査会のほうでも感じたところでして、逆に今までにない形態の組織なので、新しい利用の形というものも提案いただけるものだというふ

うに思いますので、それらも加味して少しでも安定的に、かつ利用、町民の皆さんにとって使い勝手のいい施設になっていく、そういう運営をしていただくとことを町としても期待をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（森 太郎君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうからちょっとお聞きしたいというか、確認したいのですが、スポーツとか子供たちの利用促進をするというお考え、そうすると森と木の里とか農業改善センター、そこら辺のところの利用が考えられるのですが、現在でも入場者の少ない郷土史料館、北の湖記念館、それから今までも管理されていた企業で行っていたパークゴルフの大会なんかもいろいろ案を出されて集客を図られていたのですが、このたびの新しい指定管理者としての考え方として史料館、記念館、パークゴルフ場に関してはどのような提案がなされていたのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○副議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほどの答弁で若干感触として漏れたのかなという気もするのですが、スポーツですとか子供たち、そういったものをキーワードにしているということと、実際に今の活動が子供たちだけに特化した活動ではなくて、地域の高齢者の方と子供たちを融合させた活動だとか、そういったこともされていらっしゃると思います。その観点から、必ずしも特定の分野の方だけの利用促進ということではなくて、連携事業といいましょうか、異世代間の交流事業的なそういったものもぜひ活動の中に取り入れていきたいというふうにございました。北の湖記念館、郷土史料館に関しましては、提案の中では今言ったような子供たちが町の歴史を学ぶような、そういう事業をやってみたり、あるいは外国語表記がちょっと遅れているところがあるので、そういったものを使って外国人の方にももっと来ていただいたりとか、そういうようなご提案は幾つかございました。もちろんいつからそれが具体化していくのかはまだちょっと分からないですけども、これに限らず運営の中で気づきながらいろんな提案をしていただけるものというふうにご期待をしています。

以上です。

○副議長（森 太郎君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私もこのことにつきまして、まずこの事業者との話合いの中で現在まで委託料というものが発生して事業が行われていました。そこで、今回の地遊クラブとの話合いの中で委託料というような部分において両方でどのような考え方でマッチングした形で指定管理というものを提案してきたのか、その辺をお伺いしておきたいと思いません。

○副議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、委託料につきましては、本日この議決をいただいた後に最終的な協議に入ってい

くので、まだ最終決定はしていません。今回募集するに当たりまして、基準額というものを設定をしています。そのベースになったのは、今現在別の業者さんがやっていたりする指定管理料、これが1つベースにあって、あと今の協定上は小破修繕に関しては全て町のほうでやりますという協定になっていますが、それを来年度からは一応50万をベースにして50万以上のものは町のほうでやりますと、それ以下のものに関しては事業者さんのほうで負担してくださいと、そういう条件で今回公募してしまっていて、ただそうはいいながらも現状の今の運営ですら赤字、黒字を行ったり来たりという、そういう状況ですから、単純に修繕料全部背負ってくださいますというのとは多分無理だろうということで、直近のここ二、三年の町が負担している小破修繕の実績というのが大体年間200万です。それで、それらの修繕料分を乗せて、その他経費も乗せて、一応今回については1,400万という基準額を設けました。ご提案があった中でその基準額を超えているようであれば、そこでもうアウトといいたいまいしょうか、委託はできませんと、そういう判断をするために……ごめんなさい。そういう場を設けていたのですが、その範囲内で事業者のほうは提案をされているので、有資格ということで認めています。今の手持ちの額としては、そこが1つになるのですけれども、あとは正式に議会の承認をいただければ細部の条件設定に入っていきますので、この委託料の額もひっくるめて協議をしていきますが、ただ正直その基準額にほぼ近いという、そういう状況でございますので、今よりは修繕料の分もひっくるめて上がっていくのだろうなという、そういう想定はしております。

以上です。

○副議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

9番、長内伸一君を復席いたさせます。

〔9番 長内伸一君復席〕

○副議長（森 太郎君） 9番、長内伸一君に係る審議が終了しましたので、議長を交代

いたします。

〔議長交代〕

◎議案第 86 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 86 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 先ほどのやり取りがございましたので、これも委託料の基準額がもしあればお伺いしたいということと、観光協会さんがそのまま継続して指定管理を行うことありますから、そういった運営そのものは特に問題ないのだろうというふうに思いますけれども、事業報告等見せていただきましたら、突発的なことなのか、小破修繕を超えるような修繕料と言えいいのでしょうか、そういったことの改修費があるようございますけれども、その辺を含めた委託の基準額があればお伺いしたいと、こういうことですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

基準額の算定につきましては、先ほどのこの前の議案のときと全く一緒です。ただ、修繕の実績額がこの仲洞爺の 2 施設に関しては直近 2 年が大体年平均 60 万ぐらいです。小破修繕分が 60 万ぐらいなので、今の委託料が約 430 万、そこに 60 万を乗せて基準額は 490 万という設定をして公募をして、観光協会さんについてはそれを下回る形で応募をされたということがございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 86 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第87号

○議長（長内伸一君） 日程第12、議案第87号 令和2年度壮警町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般3ページ。ありませんか。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 企画費でちょっとお尋ねしたいと思います。

企画費の説明見ますと、ふるさと納税事業でふるさと納税特産品1,470万が計上されておりますけれども、これはふるさと応援の寄附金の金額に応じての返礼品というか、お礼の品物だと思います。そこで、壮警町の特産品どんなものが全国の皆さんから希望されているのか、できればベストスリーぐらいでもよろしいのですけれども、それがどういう品物で、それが地域経済に及ぼしている効果、例えばリンゴであれば何位か分かりませんが、リンゴで300万だとか、そういう数字がもしもあれば説明願いたいと思いますけれども、よろしく願います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の補正は、今ご質問にあったとおりでございます。実は今週の中ぐらいの段階で前年同期で大体4,000万ぐらい上回る数字で寄附をいただいています。それで、当初予算を大幅に上回ることが明らかになったので、この後歳入にももちろん計上していますが、歳入と、それからその中から実際に物を出していただいた方々へのお金と、それから中間に入っている委託業者の手数料を今回補正計上しているという内容でございます。ご質問にありました人気の返礼品ということでございますが、実はこちらにつきましてはその年々で大分状況が変わっております。従前であれば、当町の場合にはリンゴを中心とする果物、それからトウキビ、トマト、メロン、そういった果物であり、野菜でありというところが大体2本柱で寄附をいただいていたのですが、今年に関しては米が非常に多くて、去年の今時期で、大体4月から12月初旬で100万円ぐらいの寄附をいただいていたのですが、今年に関しては2,200万をもう超過しています。これら額的に言うと、対前年で見れば米が2,200万ぐらい増えている、それからリンゴ等の果物については横ばい、さっき言ったトウモロコシ、トマト、メロン、こちらで3つ合わせて大体1,200万ぐらい去年より多い、そういう状況です。それで4,000万の超過という状況です。それが本当に先ほど

申し上げたとおり年々でちょっと変わるところありますが、ベストスリーが何だと聞かれると、今のようなお答えになるのかなというふうに思います。

取りあえず以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。米が2,200万という、相当な金額です。その3割ですか、が地元から買うという、660万程度になります。ですから、やはり地域経済に及ぼす影響というか、好影響を及ぼしていると評価したいと思います。まして、その残りは町に入るのですから、町も潤うことです。そういう面でこの事業を進めるのは大変だと思うのですけれども、昨年よりも今聞きますと4,000万くらいですか、多く予想できるということです、できるだけホームページでPRしてもっと関心を持ってもらって地域経済に及ぼす影響が好影響であることを願いたいと思います。

そこで、それとは反対に企画費と胆振線代替輸送業務費、これが何かコロナ関係で間引き運転だとか、また運休だとかによって町が負担しなければならない金額が例えば生活バス運行維持費、これが63万5,000円だとか、また胆振線代替、これについては284万9,000円という数字が出ております。これは、全て胆振線がなくなったというか、廃線になったのがたしか昭和61年でなかったかと思うのです。そして、そのとき交付された補償金みたいな形で入ったお金を基金として積み立てて、そしてかかる経費をこのようにそこから出しているのですけれども、その基金も年々減少していずれ近い年度にはゼロになるのではないかなと、そんな心配があります。ゼロになったからといって運行をやめるということは、まず不可能に近いのではないかなと。けれども、今考えなければならないのは、いかにして少ない経費で住民の足を確保するかということではないかと思うのです。そこで、調べてみますと、倶知安駅から伊達駅まで国鉄というか、線路で83キロあったそうですけれども、それに並行している道道だとか国道に沿って代替バスが運行されております。これは、たしか昭和61年の10月31日で廃線になっていますので、11月1日から運行になったと思うのですけれども、その金がどんどん、どんどん出て少なくなっていく状態の中だと思いますので、ここでいま一度考えなければならないのは果たして倶知安から伊達紋別までの距離を通して走ることが必要なかどうかということです。例えば倶知安と喜茂別間は、倶知安と伊達線のほかに8往復走っているのです。それから、こちらのほう、壮瞥に近いほうでいうと大滝三階滝から伊達間が上り5本、下りがたしか同じだったと思いますけれども、そのようにバスが走っているのですけれども、本当に通して走ることが必要なかどうかということを私はいま一度振り返って考えることが必要ではないかなと。ですから、今までやってきたのだからということではなくて、新しい視点で運行を考えていくことが必要ではないかと思っております。そういうことについてのお考え、また今回二百数十万円の町の補助金が今議決されると思いますけれども、計上されておりますけれども、関係市と町、この補助金額はどの程度なのか、もしも手元に資料があればその点についてもお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

胆振線代替バスにつきましては、議員おっしゃるとおり基金で補助金を出しておりますけれども、基金も毎年減っております非常に厳しい状況が続いております。来年度には、予定ではバスの更新もありまして、バスの更新には当町の負担として三千五、六百万円の負担がありますし、そうなりますと基金を見ますと恐らく今のペースでいきますと令和5年度には基金を使い切ってしまうのではないかというふうに見込んでおりますし、これに議員おっしゃるとおり基金がなくなってもこの運行は維持していかなければならないものだと思っております。いかに少ない経費でやるかということで、今協議会のほうでは様々な検討をしております、例えば代替バスの更新するときの車両の台数ですとか大きさ、それから協定書では7年ごとに更新するというふうになっておりますけれども、その更新の延長もできないのかどうかという面も協議会では話し合われています。

また、倶知安から伊達まで通して走る必要があるのかということですが、確かに乗車率が低い路線というか、便もありますし、その辺についてデマンドバスを活用できないかという検討も協議会のほうでは話として出ておまして、統一の課題として皆さん共有しているものと認識しております。ですので、この辺の検討を通して今後代替バスの在り方についてもさらに検討していく必要があるのかなと思っております。

また、最後の質問、各市町の補助金額ですけれども、この代替バスの全体の収支差額が1億500万ほどになっておまして、そこに国と道の補助金が約5,400万円ほど入りまして、その差引き、残った5,100万円ほどを構成市町で補助するという形になっておまして、当町におきましては今回の増額補正分と現予算分を足しまして1,045万ぐらいになります。そして、ほかの構成市町ですけれども、伊達市では1,660万円ほど、それから倶知安町は758万円ほど、京極町が717万円、それから喜茂別町が942万円、ちょっと端数はありますけれども、大体これぐらいの負担となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今協議会で検討していること、分かりました。ぜひ住民の足の確保が大切ですが、その一面やはり空バスが走っているような状態のないような、これは人口密度、いろんなことが加わりますけれども、本当に今の倶知安から伊達までの運行は必要なのかどうか、これも検討しているような答弁でしたけれども、ぜひできるだけ少ない金額で運行できるよう努力していただきたいなと思います。

そこで、やはり町内の生活バスの運行維持費も63万5,000円あります。前に聞いたのですけれども、これは洞爺湖温泉の担当者とも協議しているということでしたけれども、今回この生活バス運行維持費補助金、壮瞥のほかの町ではどの程度の負担額かについてお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

生活バスの各町の負担額ということで、当町に関係する路線は3路線ありまして、その合計が収支差額といいますか、赤字分が全体で1,938万円ほどありまして、その半分は道南バスが負担するというので970万円ほど、そして当町につきましては今回の増額補正分も合わせまして403万5,000円、そして洞爺湖町が460万円ほど、そして伊達市が110万円ほどとなっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私もふるさと納税事業に関わっての質問になります。当然納税額、寄附金が増えているということは返礼品に対する魅力も評価されているのだろうということをおもいますが、ぜひそれが次にもつながるような仕組みがあってもいいのではないかと質問したいと思うのですが、リクエストに対して返礼品を送る際ですが、例えば米であれば壮警の米がいかに低たんぱく、低アミロースでおいしいものなのか、その数字まで書いたり、あるいは比較対照したりみたいなことで納得させてその次の購買活動にもつながる、納税だけではなくて、そんなことが工夫できないのかなと思っております、日頃から、議長のお許しをいただいて疑義をただすというよりはそれについての検討されているかどうかということをお伺いしたかったのですが、そういった工夫。ちなみに、先週、先々週でしたか、壮警高校の生徒が考えた返礼品というのが載っていたと思うのですが、新聞に、壮警高校を言葉を選ばないでしゃべれば使うといいますか、高校生が一生懸命考えたというアイデアの起源も含めて売りにつながるといって読んでみました。そういったもの、また失礼ですが、使うといいますか、うまく町の次の魅力につながる、だから例えば米買った人が米だけでもそうだけれども、ほかのこんな壮警町には魅力のあるものがあるというようなPRみたいなこともされているのかどうかということ、ぜひすばいいのになと思いついて聞いているのですが、そういったことを工夫なり考えたりやられているのかということをお伺いしたいと。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

それぞれ返礼品を送る際にどのようなPRしているかということでございますが、基本的にはそれぞれの事業者さんに委ねているという現状です。今回米が非常に伸びているということでございますが、そちらのほうで米の成分であったり、PRになるようなものを入れているかどうかというところは正直確認はしておりませんが、ただ今回この米の部分に関しては農家さんだけではなくて農協さんですとか、あるいは卸業者というのでしょうか、そういった業者も入ってかなりマーケティング的な発想を入れて分析をしながらやっていたらいいようなので、そのような次につながることは進められていたらいけるのかなというふうに想像しています。

それから、当初は町全体のPRということでカタログみたいな、そういうものを作って入れたりとか、そういうこともしていたのですが、件数が始めた当初と比べると相当桁が変わってきたということが1つと、あと先ほど3割という話がありましたが、そういった広告費に関しても何割という経費基準の中に今積算されてしまいますので、あまり大々的にお金のかかることをやると総務省の基準をオーバーしてしまうと、そういうジレンマも実はございます。なので、業務負担的なことも考えて町としては全体を通してのそういった普及といいましょうか、そこまではちょっと手が回っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般4ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 住宅管理費の修繕料130万、お伺いします。

需用費つながりになるのですけれども、それは置いておきまして、要するにいずれを制す部分のあまりお金をかけない財政運営に関わるのかなと思ひまして、大体年間で町営住宅の修繕料がどのぐらい当初予算を組んで補正含めて実質出ているのかということも見ましたら、今年では六百十数万円の当初予算でしたけれども、少し抑え目にしている、ただ平成27年度ぐらいから650程度で、時に100万の補正なんかがあるようでございますけれども、まあまあ、そういうことなのかなと思ひながら、今回130万というのはやっぱりかなりボリュームがある、しかも既に当初予定した分を超えてありそうだ、今後出た場合の保険の意味でこれを補正しているのかなと思ひますが、多分老朽化に伴ってこういったことは発生するだろうということで維持管理に関してに関わるのですけれども、具体的にどの辺のことを修理されるのかということと、この数字がこの先、先ほど言いましたように平成27年から比べると650が600そこそこの数字で推移していますけれども、我々はそれがどんどん拡大していくという不安を持つ必要があるかどうかということなのでも、その辺の見込みをお伺いしたい。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） 町営住宅の修繕料についてご答弁申し上げます。

議員のご質問のとおり、最近では650万程度当初予算を計上させていただいております。場合によっては補正させていただいているというような状況が続いております。それで、修繕の内容ということですが、基本的に入居されている方が退去された後の修繕と入居されている方が使っていて何か不具合あったときに直す一般的な修繕ということで大きく2つに分けて管理しておりますけれども、退去修繕につきましては1回当たり

大体あまりひどくなければ二、三十万程度かかっておりまして、年間では大体、やっぱりちょっと相手のいることなので、多いときと少ないときもありますけれども、大体 15 件から 35 件、平均すると 20 件ぐらい年間かかる場合がございます。一般修繕につきましては、議員おっしゃるとおりだんだん古くなってきていて経年による故障だったりですとか、そういうものが多くて、蛇口から水漏れがするだとか、排水が台所のところから水漏れするのでとかというような一般的普通の生活していて壊れてしまって支障あるようなものについて直してきているというものが大体年間 80 件から 100 件ぐらいというのはかかっているところがございます。今後もこれも使い方であったりですとか、入退去の状況によってもちょっと左右はされますけれども、やはり住宅も年々劣化はしてきますので、それなりに増加傾向に進むのかなというのは想定はしておりますけれども、何とか、でもやはり生活に支障を来すわけにもいきませんので、この辺については直していかなければいけないかなということで今後も例年どおり予算は計上させていただいて、場合によっては今回のような補正も必要かなというふうに思っております。

今回の補正の 130 万もちょっと例年より多いのではないかということではございますけれども、4 月から 10 月までの流れを見ていきますとやはり例年よりもちょっと速いペースで修繕料が使われておりまして、11 月以降も年度末まで同じペースで使うとしたら、200 万までいかないですけれども、百五、六十万ぐらいはかかってしまうという試算になってしまうのですけれども、これにつきましては過去の 5 年、10 年ぐらいの平均から 11 月から 3 月までの間を試算していくと 130 万ちょっと超えるぐらいかかっているということになりますので、そういった不足分を今回補正させていただいたという内容になっております。

以上で終わります。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 2 点ありますので、お願いします。

1 点目、今住宅修繕料のことでお話がありましたけれども、さきの補正で高校住宅 1 戸を改修して入居させるのだということで補正したと思います。けれども、そこに入居されなかった、空き家状態であります。この住宅への今後の入居させるというか、入居してもらって活用する考えがあるのかどうか、またこの高校の横の住宅のかかった修繕料、概略でいいのですけれども、どの程度かけて修繕したのかということについて伺いたいと思います。

その次に、教育費、久保内小学校電気幹線改修工事だとか排水改修工事、これ実施するのは、私はそういう前の状況と変わった状況の下で改修するのは理解できるのですけれども、小学校の電気幹線の埋設しなければならない、移設して埋設するのですよね、この説明では。そういうのは、必要性どこにあるのか、私は埋設しないで幹線として学校とつながることができないのか、申し訳ありません、素人考えですけれども、その点どうなのかなと、このことについてお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） まず、1点目の住宅の関係の答弁したいと思いますけれども、今回町営住宅の修繕料ということだったのですけれども、高校の前の住宅につきましては町有住宅ということで別な修繕料の関係だったので、詳しい金額的なものは、すみません、持ち得ていないのですけれども、大体100万前後だったか、1戸当たり、だと思いますが、ちょっと正確な数字でないので、申し訳ないのですけれども、その入居の関係なのですけれども、基本的には町有住宅というのは町職員であったり、教職員であったりということなと、あとは町の施策に合致するような方であれば町長が認めて入居できるということなのですけれども、今回高校の前に2つ、直したものと直している最中のものがございますけれども、直し終わった一つのほうに地域おこし協力隊の方が一度入っていただいたのですけれども、やっぱりちょっと居住環境関係で別なところに移りたいということでもう既に退去されて今は空き家になっている状況ではございます。でも、今後の利活用につきましても同じ考え方で入りたいという方がいれば、一応誰でも彼でもというわけではないのですけれども、職員だったり、町の施策に合致するような方であれば入居させていきたいなという、そういうスタンスについては今のところは変わってはおりません。

続きまして、久保内の小学校の関係の電気幹線の工事なのですけれども、今議員のおっしゃられるとおり埋設されているケーブルが支障になるということなのですけれども、基本的には今回改修するに当たってはまず道道側から埋設されて、キュービクルという高压の電気を受電する施設があるのですけれども、その間も今埋設されている状況ではありませんけれども、今回の改修に当たっては道道からキュービクルまでは架空で、空中を飛ばすというか、という形で電源を供給するというような形で今考えております。ただ、そのキュービクルから学校に引き込むところにつきましては、そんな距離は、そこよりは短いので、また埋設するという設計の内容にはなっております。極力経費はかけないような形で構想はしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 私もこの小学校の電気設備、それから排水の移動、これ当初中学校校舎利用するために買ってくれた事業者の設計の変更に基づいてこうなったという説明だったと思うのですが、そういう状況でありながらなぜ町が100%この事業費を持たなければいけないのかということを質問いたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 久保内中学校の売却に関しましては、総務課のほうで所管しておりましたので、私のほうからお答えをいたしますが、そもそも本来は売却の際に更地にして売というのが通常の土地売買については原則ですから、本来であればその段階で町がよけておかなければならなかった、一般的に言うところなのだろうというふうに思います。ただ、当時の協議の中で事業者側のほうからもそのまま無理してお金を使わなくて

も残しておいて事業者側の事業に影響がないのであればそのまま置いておいて協定というか、約束を交わして必要性が生じたときは町が入って修繕をしたりとか、そういう対応しましょうと、そういうような話合いの結果になりまして、それで協定をして今に至っております。その段階では、電線とか排水管に関してはその事業者の事業に影響ないだろうということで、単なる通路の下に埋設されているだけなので、そのままでもいいのではないかと進めていたのですが、その後事業者さんがいろんな計画を煮詰めていく中でトラックスケールをそこに置かざるを得ないという状況になったので、これはこのまま置いておけなくなったので、話を元に戻して、では本来の町の責任においてよけましょうということで今回補正をしたということでございます。

実際これ以外にも例えば旧中学校の校門ですとか、ああいった町のものがまだ実は残っているのです。それらに関しても同様の約束事で今やっているのですが、今後事業が進む中で次から次へとまた出てくるというのはあまり想定はしていませんけれども、今回断片的にこの事業だけが急に湧いてきたわけではなくて、売却の協議の段階からつながっている話なので、それで今回については町のほうで移設をするということになっておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般6ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 87 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号 令和 2 年度壮警町一般会計補正予算（第 12 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議案第 88 号 令和 2 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 88 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号 令和 2 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 89 号

○議長（長内伸一君） 日程第 14、議案第 89 号 令和 2 年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 89 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号 令和 2 年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 90 号

○議長（長内伸一君） 日程第 15、議案第 90 号 令和 2 年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 今に始まったわけでもございませぬし、予算書にも当然書いてある予算支出科目ではありますが、ふだんあまり目にしない、あるいは耳にしないことにつきましてその意味を簡潔にご説明いただければということで何点か質問をしたいと思うのですが、まず、すみません……申し訳ないです。地域支援事業がございしますが、これに包括的支援事業あるいは任意事業がございします。それから、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で 260 万減額等の説明がございましたけれども、そもそもそれはどんな中身なのかということと、たしか高額介護サービス事業費の補正がございました。その高額介護サービスはいかなるものか、それから介護予防ありましたか、その辺の一連の支出の違いを的確に説明いただければと。

もう一つは、歳入に関わりませんが、いわゆる自治体の努力目標、インセンティブとして 2 年前から保険者機能強化推進交付金が発生しておりまして、それは自治体それぞれが自主的に介護予防ですとか、要は要介護者を出さない努力をいかにしているかということに対して数値等を提出し、それを評価いただいてお金が来るというインセンティブにつながるわけですが、2 年前からだったと思いますけれども、保険者機能強化推進交付金、当初予算 50 万で計上しております。今回新たに介護保険保険者努力支援交付金が交付されると。説明にもございましたけれども、いわゆるインセンティブのことが書かれておりまして、全道の平均が 870 点のうち 395 点であることに対して壮警町は 550 点という評価をいただいたので、それに伴う努力化給付金でしたか、その補正があったということでございします。その具体的な評価の中身についてお伺いしたいと、こういうことであります。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございしますが、こちらのほうは保健センター内に地域包括支援センターを設置いたしまして、そちらのほうで包括

的に高齢者等に対する各種相談業務、それからフォロー、介護に関わる様々な業務を支援しているということでございます。この事業につきましては、こちらの運営費、特に人件費ですとか、その他の経費を盛り込んでいる経費ということでございます。

それから、2点目にご質問のありました高額介護サービス費の部分でございますが、こちらのほうは要介護1から5の被保険者が負担した介護サービスの利用料金のうち所得に応じた負担限度額というのが決まっております、それを超えた部分についてのサービスの支給をするものでございます。

それから、3点目のご質問にありました交付金のほうでございますが、2種類ございまして、まず平成30年度から保険者機能強化推進交付金というのが創設されまして、こちらのほうはおっしゃられましたとおり各市町村における介護事業等の促進のためにインセンティブを与えるような事業でございますが、まず保険者機能強化推進交付金のほうは満点が1,575点なのですが、壮警町のほうは998点を取得しまして、全道平均が755点になりますので、高い評価のほうに位置しているということでございます。それから、もう一点が本年度から介護保険者努力支援交付金というのが創設されまして、こちらのほうは高齢者の介護予防ですとか健康づくりの充実のために市町村の評価して促進するものでございます。こちらのほうにつきましては、満点で870点のところを壮警町が550点を取得しております、全道平均は395点と把握しておりますので、こちらも壮警町の行っている事業の中で例えばふまねっとですとか、マージャン教室とか、引き籠もりがちな高齢者の方の集いの場を設けるような事業が評価されての得点だというふうに認識しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私は、介護サービス利用者が増加している、それから要支援認定者が増加という、あとは高額介護サービスなどありますが、この増加している要因としてどのようなことが考えられるのかお聞きをしたかったです。例えば高齢者が増えているとか、またはコロナの関係で自宅待機しているのが増えて運動する量が少なくなってこういうものを利用しているのか、その増えた要因はどのようなことが考えられるか、ちょっとお聞きしたかったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

いろいろ数字とデータなどを見まして、議員のおっしゃられたような特にコロナ禍において需要が伸びているとかいうことは確認されないのですが、やはりこれまで申してきましたように高齢者自体の数が増加しているということにおきまして、特に支援を求める高齢者、それからどうしても在宅のほうで介護ができないという方が施設の利用になっていくというような状況が、やはりこれは年々全国的な傾向ですけれども、増えてきているということにおいてこういった施設やサービスの利用者が増えているというふうに認識しております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） この保険給付費、事情があつて増額していると理解はするのですが、当初予算に組み入れた予定していた人数が増えたので、利用者が増えたとか、そういう言葉で今提案されておりますけれども、各目の当初予算で想定していた人数とこの補正段階、何名が増えたのか、目ごとの人数、これが分かればと思います。

もう一つ、やはり私たちの身の回り見ますと、私も含めて高齢者がどんどん、どんどん増えている、そして通院している人もいれば、また家に閉じ籠もってしまっている人もいる、そういう中で介護認定しています。この介護認定の要介護、要支援、この級別の人数、現在どのようになっているか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、初めのご質問にありました各費目の人数の増加の部分でございますが、ちょっと分かりにくい部分もあるのですが、まず介護サービス等諸費、それから高額介護サービス等費、それから特定入所者介護サービス等費の3つにつきましては、これは要介護1から5の方が対象となっております、この3つの費目につきましては当初予算で73名と見込んでおりましたものが現在77名となっております4人の増ということになっております。それから、介護予防サービス等諸費につきましては、こちらのほうは要支援1、2の方が対象でございますが、こちらのほうは当初予算におきまして57名と見込んでおりましたものが現在64名と7人の増となっております。

続きまして、現在の介護認定をされている方の人数になりますが、まず要支援の方、要支援1、2、要支援1が31名、それから要支援2が32名、それから要介護のほうになりますが、要介護1が51名、2が43名、3が29名、4が20名、5が16名ということでございます。先ほど申し上げた人数と僅かな違いあるかも……ちょっと集計した時点が、今申し上げたのが本当の最新の数なのですが、ということでちょっと微妙なずれがあるかもしれませんが、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第 90 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第 90 号 令和 2 年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号

○議長（長内伸一君） 日程第 16、議案第 91 号 令和 2 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第 91 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第 91 号 令和 2 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 92 号

○議長（長内伸一君） 日程第 17、議案第 92 号 令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 92 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号 令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第 18、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和 2 年壮警町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

（午後 0 時 0 5 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員